

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月28日

【事業年度】 第104期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

【会社名】 株式会社 南日本銀行

【英訳名】 The Minami-Nippon Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 森 俊英

【本店の所在の場所】 鹿児島市山下町1番1号

【電話番号】 鹿児島(099)226-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 齋藤 眞一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町2丁目3番3号 神田中央通ビル3F  
株式会社南日本銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3258-7311

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 今村 新司

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)  
株式会社 南日本銀行 熊本営業部  
(熊本市中央区下通1丁目7番20号)  
株式会社 南日本銀行 宮崎支店  
(宮崎市橘通東4丁目6番29号)  
株式会社 南日本銀行 福岡支店  
(福岡市博多区冷泉町10番21号)  
株式会社 南日本銀行 東京支店  
(東京都千代田区鍛冶町2丁目3番3号 神田中央通ビル3F)

(注) 宮崎支店・福岡支店・東京支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	21,375	18,348	18,884	19,352	19,192
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	1,720	22,582	970	1,698	1,618
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	689	18,815	1,158	1,146	2,729
連結包括利益	百万円				930	2,757
連結純資産額	百万円	27,632	27,871	31,064	31,661	33,766
連結総資産額	百万円	659,580	639,953	668,826	683,466	695,511
1株当たり純資産額	円	342.71	159.56	195.82	203.57	229.96
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	8.55	233.21	10.98	11.18	31.02
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	7.53	7.22	15.81
自己資本比率	%	4.18	4.35	4.64	4.63	4.85
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.14	8.59	8.53	8.50	8.80
連結自己資本利益率	%	2.19	67.79	3.93	3.65	8.34
連結株価収益率	倍	43.27	-	18.67	16.99	5.31
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	22,258	13,141	2,276	15,626	14,709
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	10,646	3,378	9,546	12,064	17,694
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	2,501	14,754	10	340	648
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	17,635	22,627	15,346	18,566	20,901
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	829 〔267〕	805 〔262〕	772 〔242〕	723 〔229〕	680 〔246〕

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は1株当たり当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。  
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成19年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるので記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 平成20年度の連結株価収益率については、連結当期純損失が計上されているので記載しておりません。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第100期	第101期	第102期	第103期	第104期
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
経常収益	百万円	21,015	17,941	18,323	18,734	18,386
経常利益 (は経常損失)	百万円	1,780	22,564	818	1,619	1,564
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	770	18,800	1,030	1,094	2,693
資本金	百万円	9,101	16,601	16,601	16,601	16,601
発行済株式総数	千株	80,964	普通株式 80,964 A種優先株式 30,000	普通株式 80,964 A種優先株式 30,000	普通株式 80,964 A種優先株式 30,000	普通株式 80,964 A種優先株式 30,000
純資産額	百万円	27,741	28,018	31,104	31,626	33,695
総資産額	百万円	659,425	639,741	669,244	683,845	695,462
預金残高	百万円	614,265	595,317	620,928	635,405	647,088
貸出金残高	百万円	479,410	491,114	507,421	514,053	519,326
有価証券残高	百万円	85,797	67,500	79,637	93,154	74,633
1株当たり純資産額	円	343.68	161.35	196.29	203.14	229.08
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 5.00 (2.50)	普通株式 - (-) A種優先株式 0.026 (-)	普通株式 1.00 (-) A種優先株式 9.10 (-)	普通株式 5.00 (-) A種優先株式 8.16 (-)	普通株式 5.00 (-) A種優先株式 7.60 (-)
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	9.54	232.97	9.40	10.53	30.58
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	6.70	6.89	15.60
自己資本比率	%	4.20	4.37	4.64	4.62	4.84
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.17	8.64	8.55	8.51	8.82
自己資本利益率	%	2.44	67.43	3.48	3.48	8.24
株価収益率	倍	38.78	-	21.80	18.04	5.39
配当性向	%	52.41	-	10.63	47.48	16.35
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	801 〔234〕	777 〔228〕	744 〔210〕	713 〔213〕	673 〔234〕

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は1株当たり当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。  
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 第100期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。  
第101期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるので記載しておりません。
4. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。
5. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 第101期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失が計上されているので記載しておりません。

## 2 【沿革】

昭和18年11月	鹿児島無尽株式会社と鹿児島相互無尽株式会社の合併により鹿児島無尽株式会社を設立 (資本金121百万円、本店 鹿児島市六日町)
昭和26年10月	相互銀行法施行に伴い、株式会社旭相互銀行に商号変更
昭和37年12月	日本銀行歳入代理店事務取扱開始
昭和52年 8月	相銀九州共同オンラインセンターによる第一次オンラインシステム稼働
昭和54年 2月	全銀データ通信システム加盟
昭和55年 4月	外国為替業務取扱開始
昭和58年 4月	国債窓口販売業務開始
昭和59年 3月	南九州サービス株式会社設立
昭和59年11月	第二次オンラインシステム稼働
昭和60年 7月	旭ファイナンス株式会社設立(現 南日本ファイナンス株式会社)
昭和61年 6月	旭ビジネスサービス株式会社設立(現 南日本総合ビジネス株式会社)
昭和62年 6月	公共債ディーリング業務開始
昭和62年10月	福岡証券取引所に株式上場
昭和63年12月	海外コルレス業務取扱開始
平成元年 2月	普通銀行へ転換し、商号を株式会社南日本銀行に変更
平成 2年 3月	アサヒエステート株式会社設立(平成16年 5月清算終了)
平成 2年 6月	担保附社債信託業務の開始
平成 2年 8月	南日本バンクカード株式会社設立(平成24年 2月清算終了)
平成 7年 1月	信託業務取扱開始
平成 7年 5月	第三次オンラインシステム稼働
平成11年 9月	証券投資信託の窓口販売業務の開始
平成12年 3月	第三者割当増資実施(第三者割当9,294千株、発行価格500円 資本組入額250円)
平成13年 4月	損害保険商品窓口販売開始
平成14年10月	生命保険商品窓口販売開始
平成21年 3月	第三者割当方式による A種優先株式150億円発行

### 3 【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行・子会社2社・関連会社1社で構成され、銀行業務を中心に、現金等の精査・整理業務、リース業務、現金等の輸送・警備業務などを行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

#### 〔銀行業務〕

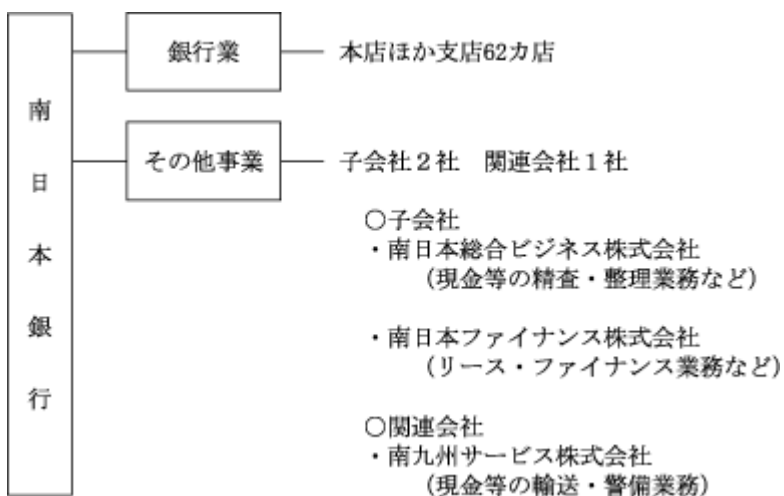
当行の本支店においては、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、並びにこれらに付随する業務を行っております。

#### 〔その他事業〕

子会社及び関連会社については、現金等の精査・整理業務、リース業務、現金等の輸送・警備業務等を行っております。なお、南日本ファイナンス株式会社は平成24年7月2日、なんぎんリース株式会社に商号変更予定です。

また、南日本バンクカード株式会社は清算終了により子会社に該当しないことになったことから、連結の範囲から除外しております。

以上述べた事項を事業系統図に示すと次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務提携
(連結子会社) 南日本総合ビジネス 株式会社	鹿児島市 山下町	10	その他事業 (事務受託業)	100 (-) [-]	5 (4)	-	預金取引関係 ・事務受託業 務関係	当行より 建物の一 部賃借	-
南日本ファイナンス 株式会社	鹿児島市 中央町	70	その他事業 (リース業)	69 (-) [9]	6 (3)	-	金銭貸借関係 ・預金取引関 係・リース業 務関係	-	-
(持分法適用関連会社) 南九州サービス 株式会社	鹿児島市 泉町	10	その他事業 (現金等の輸送警備)	50 (-) [-]	10 (4)	-	預金取引関係 ・業務委託関 係	-	-

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。  
 2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するものではありません。  
 3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。  
 4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[ ]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。  
 5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社における従業員数

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他事業	合計
従業員数(人)	673 [234]	7 [12]	680 [246]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員255人を含んでおりません。  
 2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

##### (2) 当行の従業員数

平成24年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
673 [234]	38.9	15.7	5,344

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員241人を含んでおりません。  
 2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。  
 3. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。  
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 5. 当行の従業員組合は、南日本銀行職員組合と南日本銀行従業員組合の二つの組合があります。組合員数は、南日本銀行職員組合535人、南日本銀行従業員組合3人です。労使間においては特記すべき事項はありません。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### ・業績

##### 金融経済環境

わが国経済は、東日本大震災の影響により企業の生産活動や輸出が大きく低下し、個人消費も大きく落ち込みました。その後サプライチェーンの復旧に伴い生産や輸出が増加し、景気の回復がみられましたが、欧州の財政問題や急激な円高の進行等、先行き不透明な状況が続いており、国内景気の停滞が懸念されています。

一方、地域経済においては、平成23年3月の九州新幹線全線開通により、観光関連や住宅関連等、一部回復の兆しが見られており、個人消費や雇用情勢も、低水準ながらも持ち直しの動きがみられるなど、県内景気は引き続き厳しい状況の中、緩やかな改善を続けております。

##### 企業グループの状況

私ども南日本銀行グループ4社は、「地域社会への密着」と「金融を通じた地域貢献」を経営の基本方針として、銀行業務及びそれに付随する業務をはじめ、リース業務等、様々な金融サービスを展開しています。

##### 営業の経過及び成果

預金は、安定した資金調達を第一に考え、一般の個人・法人預金を中心に増強を図った結果、当連結会計年度の残高は、前連結会計年度に比べ118億円増加して6,470億円となりました。

貸出金は、企業の資金需要が依然として低調な中で、中小・個人向けの中・小口貸出や住宅ローン等を中心に増強を図った結果、当連結会計年度の残高は、前連結会計年度に比べ54億円増加して5,178億円となりました。

有価証券につきましては、前連結会計年度に比べ185億円減少して746億円となりました。

損益面につきましては、貸出金利息の減少などにより、当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度に比べ1億6千万円減少して191億円となりました。経常費用は、預金利息の減少及び経費の削減などにより、前連結会計年度に比べ8千万円減少して175億円となりました。この結果、当連結会計年度の経常利益は16億円、当期純利益は特別利益に厚生年金基金代行返上益を計上したこと等から、前連結会計年度に比べ15億8千3百万円増加して27億円となりました。

また、連結自己資本比率は、利益の積上げなどから、前連結会計年度に比べ0.3%上昇して8.80%となりました。

#### ・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金及びコールローンの増加などにより、147億9百万円のマイナスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却などから176億9千4百万円のプラスとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、当行の配当金支払などにより、6億4千8百万円のマイナスとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末の残高に比べ23億3千4百万円増加して209億1百万円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

資金運用収益は貸出金利の減少を主因に前連結会計年度に比べ4千3百万円減少して157億2千5百万円となりました。一方、資金調達費用は預金利息の減少を主因に前連結会計年度に比べ2億8千5百万円減少して8億3千1百万円となりました。その結果、資金運用収支は前連結会計年度に比べ2億4千2百万円増加して148億9千4百万円となりました。

役員取引等収支は前連結会計年度に比べ5千7百万円減少して1億3千7百万円となりました。

その他業務収支は国債等債券売却益が減少したことから前連結会計年度に比べ2億2千5百万円減少して7億8千2百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	14,533	119	-	14,652
	当連結会計年度	14,773	120	-	14,894
うち資金運用収益	前連結会計年度	15,631	143	5	15,768
	当連結会計年度	15,589	141	4	15,725
うち資金調達費用	前連結会計年度	1,097	24	5	1,116
	当連結会計年度	815	20	4	831
役員取引等収支	前連結会計年度	194	0	-	194
	当連結会計年度	136	1	-	137
うち役員取引等収益	前連結会計年度	1,529	3	-	1,533
	当連結会計年度	1,593	4	-	1,598
うち役員取引等費用	前連結会計年度	1,335	3	-	1,338
	当連結会計年度	1,457	3	-	1,460
その他業務収支	前連結会計年度	953	54	-	1,007
	当連結会計年度	749	33	-	782
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,065	54	-	1,120
	当連結会計年度	763	42	-	806
うちその他業務費用	前連結会計年度	112	-	-	112
	当連結会計年度	14	9	-	24

- (注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。  
2. 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。  
3. 資金調達費用は、金銭の信託見合費用(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度-百万円)を控除して表示しております。

## (2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達状況

資金運用勘定は前連結会計年度に比べ、平均残高が132億7千7百万円増加して6,485億6千3百万円、利息が4千3百万円減少して157億2千5百万円となりました。平均残高の増加は、国内業務部門において貸出金が59億8千2百万円、コールローンが61億2百万円増加したことが主因であります。利息の減少は、国内業務部門において貸出金利息が1億4千1百万円減少したことが主因であります。

資金調達勘定は前連結会計年度に比べ、平均残高が108億5千2百万円増加して6,319億7千6百万円、利息が2億8千5百万円減少して8億3千1百万円となりました。平均残高の増加は、国内部門で預金が106億6千1百万円増加したことによるものです。また、利息の減少は、国内部門で預金利息が2億8千3百万円減少したことが主因であります。

## 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	631,645	15,631	2.47
	当連結会計年度	644,859	15,589	2.41
うち貸出金	前連結会計年度	504,525	13,651	2.70
	当連結会計年度	510,507	13,510	2.64
うち商品有価証券	前連結会計年度	80	1	1.38
	当連結会計年度	8	0	1.54
うち有価証券	前連結会計年度	79,534	1,269	1.59
	当連結会計年度	76,856	1,163	1.51
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	41,263	50	0.12
	当連結会計年度	47,365	53	0.11
うち預け金	前連結会計年度	2,716	1	0.05
	当連結会計年度	5,998	4	0.06
資金調達勘定	前連結会計年度	617,468	1,097	0.17
	当連結会計年度	628,189	815	0.12
うち預金	前連結会計年度	614,437	991	0.16
	当連結会計年度	625,098	708	0.11
うち借入金	前連結会計年度	1,501	37	2.50
	当連結会計年度	1,500	37	2.48

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、原則として半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 国内業務部門は、当行の円建取引及び連結子会社の業務であります。

3. 資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度60百万円、当連結会計年度 - 百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度 - 百万円）を控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	7,165	143	2.00
	当連結会計年度	7,825	141	1.80
うち貸出金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	7,447	135	1.82
	当連結会計年度	7,930	135	1.70
資金調達勘定	前連結会計年度	7,180	24	0.33
	当連結会計年度	7,908	20	0.25
うち預金	前連結会計年度	3,535	17	0.50
	当連結会計年度	3,786	16	0.42
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	120	0	0.61
	当連結会計年度	0	0	0.51

- (注) 1. 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。  
2. 国際業務部門は、当行の外貨建取引であります。  
3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末T T仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ( )	合計	小計	相殺 消去額 ( )	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	638,811	3,524	635,286	15,774	5	15,768	2.48
	当連結会計年度	652,685	4,122	648,563	15,730	4	15,725	2.42
うち貸出金	前連結会計年度	504,525	-	504,525	13,651	-	13,651	2.70
	当連結会計年度	510,507	-	510,507	13,510	-	13,510	2.64
うち商品有価証券	前連結会計年度	80	-	80	1	-	1	1.38
	当連結会計年度	8	-	8	0	-	0	1.54
うち有価証券	前連結会計年度	86,982	-	86,982	1,405	-	1,405	1.61
	当連結会計年度	84,787	-	84,787	1,298	-	1,298	1.53
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	41,263	-	41,263	50	-	50	0.12
	当連結会計年度	47,365	-	47,365	53	-	53	0.11
うち預け金	前連結会計年度	2,716	-	2,716	1	-	1	0.05
	当連結会計年度	5,998	-	5,998	4	-	4	0.06
資金調達勘定	前連結会計年度	624,648	3,524	621,124	1,122	5	1,116	0.17
	当連結会計年度	636,098	4,122	631,976	835	4	831	0.13
うち預金	前連結会計年度	617,972	-	617,972	1,009	-	1,009	0.16
	当連結会計年度	628,884	-	628,884	724	-	724	0.11
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	120	-	120	0	-	0	0.61
	当連結会計年度	0	-	0	0	-	0	0.51
うち借入金	前連結会計年度	1,501	-	1,501	37	-	37	2.50
	当連結会計年度	1,500	-	1,500	37	-	37	2.48

(注) 1. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度60百万円、当連結会計年度 - 百万円)及び利息(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度 - 百万円)を控除して表示しております。

2. 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は前連結会計年度に比べ6千5百万円増加して15億9千8百万円となりました。

役務取引等費用は、前連結会計年度に比べ1億2千2百万円増加して14億6千万円となりました。

この結果、役務取引等収支は前連結会計年度に比べ5千6百万円減少し、1億3千7百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	1,529	3	-	1,533
	当連結会計年度	1,593	4	-	1,598
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	606	-	-	606
	当連結会計年度	600	-	-	600
うち為替業務	前連結会計年度	559	3	-	563
	当連結会計年度	536	4	-	541
うち証券関連業務	前連結会計年度	132	-	-	132
	当連結会計年度	189	-	-	189
うち代理業務	前連結会計年度	209	-	-	209
	当連結会計年度	251	-	-	251
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	4	-	-	4
	当連結会計年度	4	-	-	4
うち保証業務	前連結会計年度	10	-	-	10
	当連結会計年度	12	-	-	12
役務取引等費用	前連結会計年度	1,335	3	-	1,338
	当連結会計年度	1,457	3	-	1,460
うち為替業務	前連結会計年度	142	3	-	146
	当連結会計年度	143	3	-	147

(注) 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	631,441	3,742	-	635,183
	当連結会計年度	643,118	3,936	-	647,054
うち流動性預金	前連結会計年度	195,543	-	-	195,543
	当連結会計年度	207,796	-	-	207,796
うち定期性預金	前連結会計年度	432,042	-	-	432,042
	当連結会計年度	434,194	-	-	434,194
うちその他	前連結会計年度	3,855	3,742	-	7,597
	当連結会計年度	1,127	3,936	-	5,063
譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
総合計	前連結会計年度	631,441	3,742	-	635,183
	当連結会計年度	643,118	3,936	-	647,054

(注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2. 預金の区分は、次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	512,396	100.00	517,828	100.00
製造業	30,730	6.00	28,556	5.51
農業、林業	4,164	0.81	4,469	0.86
漁業	4,216	0.83	4,440	0.86
鉱業、採石業、砂利採取業	43	0.01	42	0.01
建設業	34,448	6.72	33,291	6.43
電気・ガス・熱供給・水道業	767	0.15	1,443	0.28
情報通信業	1,703	0.33	1,512	0.29
運輸業、郵便業	12,237	2.39	13,051	2.52
卸売業、小売業	59,945	11.70	59,013	11.40
金融業、保険業	11,832	2.31	8,580	1.66
不動産業、物品賃貸業	59,600	11.63	66,685	12.88
その他の各種サービス業	85,725	16.73	87,627	16.92
地方公共団体	14,508	2.83	14,049	2.71
その他	192,470	37.56	195,064	37.67
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	512,396	-	517,828	-

(注) 国内は当行の円建取引及び連結子会社の業務であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

該当ありません。



(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	54,480	-	-	54,480
	当連結会計年度	37,516	-	-	37,516
地方債	前連結会計年度	1,222	-	-	1,222
	当連結会計年度	1,022	-	-	1,022
社債	前連結会計年度	8,324	-	-	8,324
	当連結会計年度	11,895	-	-	11,895
株式	前連結会計年度	14,645	-	-	14,645
	当連結会計年度	12,347	-	-	12,347
その他の証券	前連結会計年度	6,834	7,623	-	14,458
	当連結会計年度	8,053	3,774	-	11,828
合計	前連結会計年度	85,508	7,623	-	93,131
	当連結会計年度	70,836	3,774	-	74,610

- (注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。  
2. 「その他の証券」には、外国債券等を含んでおります。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1. 損益状況(単体)

## (1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	15,260	15,034	226
経費(除く臨時処理分)	10,439	10,257	182
人件費	5,813	5,608	205
物件費	4,182	4,196	14
税金	443	451	8
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,821	4,777	44
一般貸倒引当金繰入額	190	42	232
業務純益	4,630	4,819	189
うち債券関係損益	994	767	227
臨時損益	3,010	3,254	244
株式等関係損益	368	369	737
不良債権処理額	2,741	2,764	23
個別貸倒引当金繰入額	2,447	2,484	37
貸出債権売却損	9	26	17
偶発損失引当金繰入額	236	229	7
特定債務者支援引当金繰入額	49	-	49
その他	-	24	24
償却債権取立益	-	0	-
その他臨時損益	637	121	516
経常利益	1,619	1,564	55
特別損益	23	2,294	2,317
うち固定資産処分損益	9	15	6
うち厚生年金基金代行返上益	-	2,452	2,452
うち減損損失	22	142	120
税引前当期純利益	1,596	3,859	2,263
法人税、住民税及び事業税	19	19	-
法人税等調整額	482	1,146	664
法人税等合計	501	1,165	664
当期純利益	1,094	2,693	1,599

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	4,250	4,143	107
退職給付費用	1,180	725	455
福利厚生費	43	43	0
減価償却費	568	612	44
土地建物機械賃借料	610	494	116
管繕費	31	46	15
消耗品費	175	170	5
給水光熱費	97	97	0
旅費	37	35	2
通信費	302	286	16
広告宣伝費	183	203	20
諸会費・寄附金・交際費	223	216	7
租税公課	443	451	8
その他	2,984	3,125	141
計	11,131	10,652	479

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.37	2.28	0.09
(イ) 貸出金利回	2.70	2.64	0.06
(ロ) 有価証券利回	1.59	1.51	0.08
(2) 資金調達原価	1.85	1.74	0.11
(イ) 預金等利回	0.16	0.11	0.05
(ロ) 外部負債利回	2.50	2.48	0.02
(3) 総資金利鞘	-	0.52	0.02

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	15.37	14.62	0.75
業務純益ベース	14.76	14.75	0.01
当期純利益ベース	3.48	8.24	4.76

## 4. 預金・貸出金の状況(単体)

## (1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	635,405	647,088	11,683
預金(平残)	618,246	629,047	10,801
貸出金(未残)	514,053	519,326	5,273
貸出金(平残)	506,176	512,128	5,952

## (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	442,444	453,752	11,308
法人	155,596	155,683	87
合計	598,041	609,436	11,395

(注) 譲渡性預金を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	169,204	172,835	3,631
住宅ローン残高	149,751	152,318	2,567
その他ローン残高	19,452	20,517	1,065

## (4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	470,328	479,142	8,814
総貸出金残高	百万円	514,053	519,326	5,273
中小企業等貸出金比率	/ %	91.49	92.26	0.77
中小企業等貸出先件数	件	37,073	37,707	634
総貸出先件数	件	37,141	37,768	627
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.81	99.83	0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等でありま  
す。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	5	6	2	15
保証	289	2,996	300	3,436
計	294	3,002	302	3,452

6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	1,445	1,043,365	1,448	1,006,051
	各地より受けた分	1,871	1,066,619	1,885	1,037,337
代金取立	各地へ向けた分	35	39,759	31	36,107
	各地より受けた分	33	33,474	29	29,457

7. 外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	259	304
	買入為替	240	278
被仕向為替	支払為替	6	13
	取立為替	1	1
合計		508	597

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号、以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	16,601	16,601
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	8,875	8,875
	利益剰余金	1,809	3,881
	自己株式( )	128	132
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額( )	648	631
	その他有価証券の評価差損( )	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	-	-
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額( )	-	-
	のれん相当額( )	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額( )	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )	-	-
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	-	-
	繰延税金資産の控除金額( )	-	-
	計 (A)	26,509	28,595
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,133	2,128
	一般貸倒引当金	2,505	2,489
	負債性資本調達手段等	3,000	3,000
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	3,000	3,000
	計	7,639	7,618
うち自己資本への算入額 (B)	7,639	7,618	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	50
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	34,099	36,164
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	372,332	380,983
	オフ・バランス取引等項目	1,748	2,077
	信用リスク・アセットの額 (E)	374,081	383,060
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	26,817	27,449
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	2,145	2,195
	計(E)+(F) (H)	400,898	410,509
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)	8.50	8.80	
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)	6.61	6.96	

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成23年 3月31日	平成24年 3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	16,601	16,601
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	7,500	7,500
	その他資本剰余金	1,405	1,404
	利益準備金	70	200
	その他利益剰余金	1,673	3,581
	その他	-	-
	自己株式( )	128	132
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額( )	648	631
	その他有価証券の評価差損( )	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額( )	-	-
	のれん相当額( )	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )	-	-
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	-	-
	繰延税金資産の控除金額( )	-	-
	計 (A)	26,474	28,524
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	-	-	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の 帳簿価額の差額の45%相当額	2,133	2,128
	一般貸倒引当金	2,501	2,507
	負債性資本調達手段等	3,000	3,000
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	3,000	3,000
	計	7,634	7,635
うち自己資本への算入額 (B)	7,634	7,635	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	50
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	34,059	36,110
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	372,557	380,912
	オフ・バランス取引等項目	1,748	2,077
	信用リスク・アセットの額 (E)	374,305	382,989
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	25,878	26,260
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	2,070	2,100
	計(E) + (F) (H)	400,184	409,250
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		8.51	8.82
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100 (%)		6.61	6.96



- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	114	122
危険債権	165	215
要管理債権	2	28
正常債権	4,895	4,870

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

平成23年4月よりスタートした中期経営計画では、前計画において取り組んできた各施策をさらに加速させるとともに、これまでも取り組んできた「お客様との接点の拡大そして深化」へ向けた新たなビジネスモデルの構築を目指していきます。特に「中小企業・事業者向け戦略の再構築」として、地元取引先事業者に対する新販路開拓コンサルティング「WIN-WINネット業務」（営業利益の改善を重視した売上高の改善をお手伝いする活動）に取り組んでおります。

また、地域社会の信頼を損なうことのないよう、行員一人ひとりが一層のコンプライアンス・マインドの醸成に努め、さらには、個人情報保護法やキャッシュカード・通帳による不正な払戻しへの対応を適切に行うなど、その他法令遵守にもこれまで同様グループ全体で取り組んでまいります。

## 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行及び当行グループが判断したものであります。

当行及び当行グループでは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

### (1) 信用リスク（不良債権問題）

当行及び当行グループでは、従来から資産の健全性の確保や、不良債権の圧縮に努めております。しかしながら、貸出運用資産については、貸出先の業況悪化や担保価値の下落等により、将来貸倒れによる損失発生のリスクがあります。

これらに対応するため、当行及び当行グループは、融資先の状況把握を行い、担保価値の変動等を勘案して適切に貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点の前提及び見積りと大きく乖離する場合、貸倒引当金が不十分となり、貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなる可能性があります。

また、経営状況が悪化した貸出先に対し、債権放棄等を行って支援する場合があります。さらに、担保権を設定した不動産若しくは有価証券等に対する担保権の執行が、流動性の欠如や価格の著しい下落等によって、事実上できない場合があります。この結果、与信関連費用等が増加する可能性があります。

加えて当行及び当行グループは、鹿児島県を中心に九州地区を営業基盤としており、また、業種別貸出状況において、卸・小売業及び不動産業の貸出金の割合は、他の業種に比べて多くなっております。そのため、今後の地域経済の景気動向あるいは特定業種の経営状況の悪化等によっては不良債権額あるいは与信関連費用が増加し、当行及び当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 流動性リスク

当行及び当行グループでは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流失により、決済に必要な資金調達に支障を来したり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクがあります。当行及び当行グループは、当行及び当行グループの資金運用・調達構造に即した資金繰りを行い、万一、不測の事態が発生した場合でも合理的かつ機動的に対応できる体制を整えておりますが、想定以上の事態が発生した場合は、当行及び当行グループの財務状況・資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

(3) 市場リスク（有価証券運用）

当行及び当行グループでは市場性のある有価証券を保有しております。債券については、金利が上昇した場合には保有する国債等の債券価格が下落し、株式については、株価が下落した場合には株式の減損または評価損が発生する等の金利リスク及び価格変動リスクがあります。当行及び当行グループは、このような市場リスクの変動状況を常に把握し、適切なリスク管理を行っておりますが、想定以上に金利の上昇や株式相場下落等が生じた場合、当行及び当行グループの業績に影響を及ぼし自己資本の減少につながる可能性があります。

(4) オペレーショナル・リスク

事務リスク

当行及び当行グループは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクがあります。当行及び当行グループは、全ての業務に事務リスクが存在することを認識し、その軽減を図るよう努めておりますが、想定を超えた事務リスクが発生した場合、当行及び当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムリスク

当行及び当行グループでは、内外の要因によるコンピュータ・システムのダウンや誤作動・不正使用、コンピュータ・ウィルス等により損失を被るリスクがあります。当行及び当行グループは、システム全般に関するリスクを的確に認識・把握し、適切なリスク管理を行うことで、トラブル・事故・不祥事・苦情等による損失等を未然に防止するよう努めておりますが、重大なシステムトラブル等が発生した場合、当行及び当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

法務リスク

当行及び当行グループでは、多様な銀行業務における諸取引・契約締結の結果、お取引先や第三者から損失の賠償を求められたり、トラブル・紛争等が発生するリスクに晒されております。このような事態を招かぬよう、当行及び当行グループでは、適正なコンプライアンス態勢を構築するとともに、その重要性を全行員へ浸透させるべく、教育・研修活動を実施しておりますが、今後、様々な業務遂行にあたり、法令違反及び訴訟が提起された場合には、当行及び当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

イベント・リスク

当行及び当行グループでは、テロ・大地震・大停電・新型疫病等の偶発的要因から発生した事件・事故等により損失を被るリスクがあります。これらに備えて、当行では各種のコンティンジェンシー・プランを策定しておりますが、重大なイベント・リスクが発生した場合、当行及び当行グループの業務運営、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) レピュテーション・リスク（風評リスク）

当行及び当行グループでは、種々の緊急事態の発生による風評や銀行経営の内容が誤って伝えられること等により、当行及び当行グループの経営にマイナスの影響が発生するリスク及び、直接・間接を問わず不測の損失を被るリスクがあります。当行では、風評リスクに関する「コンティンジェンシー・プラン」を策定し、風評リスクに備える態勢を整えておりますが、誤った情報の広範囲に渡る伝播など不可抗力による事態が発生した場合、当行及び当行グループの業務運営、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 顧客情報管理

当行及び当行グループでは膨大な顧客情報を取扱っており、その情報漏洩が企業の信用を失墜させ、ひいては預金流出につながるリスクが潜在することを強く認識しております。

また「個人情報保護法」への対応として、プライバシーポリシーをはじめ、個人情報に関する各種管理規程等を整備するとともに、役職員に対する教育・研修により情報管理の重要性を周知徹底しております。

しかしながら、顧客情報漏洩等の問題が発生した場合には、当行及び当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、情報漏洩に伴い発生した損害に対して、損害賠償責任が発生する可能性があります。

(7) 自己資本比率規制

自己資本比率規制及びその影響要因

当行及び当行グループでは、銀行法により自己資本比率規制の適用を受けており、国内基準を採用しております。平成24年3月末の連結自己資本比率は厳正な資産査定を行った上で、国内のみで営業する銀行に必要とされる自己資本比率4%を超える8.80%を維持しております。

しかしながら、今後、当行及び当行グループの自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、早期是正措置が発動され、監督当局から業務の全部または一部停止等を含む様々な命令を受けることになります。

当行の自己資本比率は、以下のような要因により影響を受ける可能性があります。

- ・不良債権処理に伴う与信関連費用の増大
- ・有価証券の減損処理、評価損の拡大
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・本項記載のその他の不利益な展開

繰延税金資産

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上することが認められております。

この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定と異なる可能性があります。当行及び当行グループが、将来の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産を減額することになり、その結果、当行及び当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があるとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

(8) 退職給付債務

当行及び当行グループの退職給付費用及び退職給付債務は、割引率等の数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待運用収益率等に基づいて算出されております。

実際の結果がこれらの前提条件と異なった場合、または前提条件が変更された場合、当行及び当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 固定資産の減損会計

当行及び当行グループは、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。今後、地価の動向及び対象となる固定資産の収益状況によっては、当行及び当行グループが所有する固定資産の減損処理に伴う損失が発生し、当行及び当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 規制変更に関するリスク

当行及び当行グループは、現時点での規則（法律、規則、政策、実務慣行等）に従って業務を遂行しておりますが、将来におけるこれらの規制の新設・変更・廃止並びにこれらによって生じる事態が、業務遂行や当行及び当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 事業戦略、業務範囲拡大に関するリスク

当行及び当行グループは、収益力強化のために、様々な事業戦略を展開し、また、法令等の規制緩和に伴う業務拡大を前提とした営業戦略を実施しておりますが、種々の要因により、これらの戦略が当初想定していた成果を得られない可能性があります。

(12) 競争に伴うリスク

当行及び当行グループが主な営業基盤とする鹿児島県を含む九州地区は、近年地域金融機関の競争環境が激化しております。

当行及び当行グループがこのような事業環境において競争優位を得られない場合、当行及び当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 格付け低下のリスク

格付機関が当行の格付けを引き下げた場合、当行が市場において資本・資金調達を行うことが困難となったり、資金調達コストの増加を招く可能性があります。その結果、当行及び当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 金融犯罪にかかるリスク

キャッシュカードの偽造、盗難をはじめとする金融犯罪が多発する現状を踏まえ、当行及び当行グループはセキュリティの強化に努めております。しかしながら、金融犯罪の高度化により、被害を受けたお客様への補償や、未然防止対策にかかる費用が増大した場合、当行及び当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

総資産・純資産

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ120億円増加して6,955億円となりました。また、純資産は前連結会計年度末に比べ21億円増加して337億円となりました。

連結自己資本比率(国内基準)

当連結会計年度末の連結自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ0.3%上昇して8.80%となりました。

(2) 経営成績

主要勘定

預金は、安定した資金調達を第一に考え、一般の個人・法人預金を中心に増強を図った結果、当連結会計年度の残高は、前連結会計年度に比べ118億円増加して6,470億円となりました。

貸出金は、企業の資金需要が依然として低調な中で、中小・個人向けの中・小口貸出や住宅ローン等を中心に増強を図った結果、当連結会計年度の残高は、前連結会計年度に比べ54億円増加して5,178億円となりました。

有価証券は、前連結会計年度に比べ185億円減少して746億円となりました。

損益

当連結会計年度の経常収益は、貸出金利息の減少などにより、前連結会計年度に比べ1億6千万円減少して191億9千2百万円となりました。

一方、経常費用は預金利息の減少及び経費の削減などにより、前連結会計年度に比べ8千万円減少して175億7千4百万円となりました。

以上の結果、経常利益は前連結会計年度に比べ8千万円減少して16億1千8百万円となり、当期純利益は特別利益に厚生年金基金代行返上益を計上したことなどから、前連結会計年度に比べ15億8千3百万円増加して27億2千9百万円となりました。

また、1株当たりの当期純利益は、31円2銭となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金及びコールローンの増加などにより、147億9百万円のマイナスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却などから176億9千4百万円のプラスとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払等により、6億4千8百万円のマイナスとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末の残高に比べ23億3千4百万円増加して209億1百万円となりました。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当行は多様化する顧客ニーズに応えるために、店舗等の利便性、店舗外現金自動設備の増強を行い、また事務の効率化を目的に事務機器の新設・入替及び新店舗用地取得等を行った結果、当連結会計年度の設備投資額は10億8千6百万円となりました。

主要なものは、新規店舗用地取得等に6億1千万円であります。

その他の事業においては、特に重要な設備投資等はありませんでした。

なお、営業上重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、除却等はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

1. 当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業務部門

(平成24年3月31日現在)

	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数 (人)
					面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)					
当行	本店他 53カ店	鹿児島県 内	銀行業	店舗	(1,133.45) 35,320.85	( 12) 6,365	( 48) 1,936	58	543	( 60) 8,903	594
	宮崎支店 他1カ店	宮崎県内	銀行業	店舗	(280.20) 969.78	( 5) 393	( - ) 26	-	8	( 5) 428	20
	熊本営業 部他3カ 店	熊本県内	銀行業	店舗	( - ) 2,371.22	( - ) 1,015	( - ) 110	-	25	( - ) 1,152	38
	福岡支店 他1カ店	福岡県内	銀行業	店舗	( - ) 490.76	( - ) 373	(74) 16	-	8	(74) 398	18
	東京支店	東京都	銀行業	店舗	( - ) -	( - ) -	(8) 5	-	6	(8) 11	3
	社宅・寮	鹿児島県 鹿児島市 他12カ所	銀行業	社宅・ 寮	(536.73) 6,241.74	( 0) 325	( - ) 90	-	2	( 0) 418	-
	その他の 施設	鹿児島県 内他	銀行業	厚生施 設・倉 庫	( - ) 39,591.04	( - ) 686	( - ) 15	-	357	( 0) 1,059	-
	合計				(1,950.38) 84,985.39	(18) 9,159	(131) 2,202	58	951	(150) 12,372	673

(注) 1. 土地の面積( )内は借地の面積(内書き)であり、帳簿価額の( )内は年間賃借料(外書き)であり、借室は6カ店であります。

2. 店舗外現金自動設備67カ所は上記に含めて記載しております。(共同出張所は含まれておりません。)

その他業務部門

	会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地		建物	その他の有形固定資産	合計	従業員数(人)
					面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)				
連結 子会社	南日本総合 ビジネス(株)	鹿児島県 鹿児島市	その他 事業	事務所	-	-	(2) -	-	-	4
	南日本ファイ ナンス(株)	鹿児島県 鹿児島市	その他 事業	事務所・ 駐車場	-	-	(4) 0	1	1	3
	合計	-	-	-	-	-	(6) 0	1	1	7

(注) 帳簿価額の( )内は年間賃借料であります。

2. 上記の他、リース並びに賃貸借契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

(1) リース契約

当行	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
-	-	本店他	鹿児島県 鹿児島市他	銀行業	事務機器、A T M等及び 営業用車両	-	120

(2) 主な賃借契約

当行	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間賃借料 (百万円)
-	-	本店他	鹿児島県 鹿児島市他	銀行業	駐車場30力所 (主として1年契約)	-	10

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

重要な設備の新設、改修の計画はありません。

(2) 売却

重要な設備の売却等の計画はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
優先株式	320,000,000
計	320,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	80,964,300	同左	福岡証券取引所	(注2)
A種優先株式(注1)	30,000,000	同左	非上場	(注3、4)
計	110,964,300	同左	-	-

注1. A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、1,000株であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) A種優先株式は、取得価額が株価の変動による取得価額の変動により修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

##### 修正基準

取得価額の修正は、取得請求期間において別途定める一定の期間の終値の平均値に相当する金額に修正されますが、下限取得価額(発行決議日から5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額)を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とされます。なお、別途定める調整事由が生じた場合は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。別途定める調整事由については、下記(注)4.(8) 取得価額の調整に記載のとおりであります。

##### 修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1ヵ月1回の頻度で行います。

(3) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めはありません。

(4) 当行の株券の売買に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めはありません。

(5) A種優先株式は、当行が、平成31年4月1日以降、取締役会が別に定める日の到来をもって法令上可能な範囲で全部または一部を取得できる旨の条項を定めております。

4. 単元株式数は、1,000株であり、議決権はありません。議決権を有しないこととしている理由は、資本増強にあたり既存の株主への影響を考慮したためであります。なお、提出日現在、A種優先株式の普通株式への転換はありません。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

A種優先株式の内容は下記のとおりであります。

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款第38条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記（2）に定める配当年率（以下、「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して（5）に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

平成21年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

$$\text{A種優先配当年率} = \text{初年度A種優先配当金} \div \text{A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）}$$

上記の算式において、初年度A種優先配当金とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当金率決定日として算出する。）に、1.05%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数を、365で除して算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

$$\text{A種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 1.05\%$$

なお、平成21年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トリーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters 3,750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産の分配

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

平成24年10月1日から平成36年3月31日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、証券会員制法人福岡証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

#### 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

#### 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

#### 下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）を「下限取得価額」という。（ただし、下記による調整を受ける。）

#### 取得価額の調整

イ．A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

( ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

( ) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

( ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二.に定義する意味を有する。以下、本( )、下記( )および( )ならびに下記八.( )において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記（a）ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記（ ）または本（ ）による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（ ）または本（ ）による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記（ ）による取得価額の修正が行なわれている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記（ ）または本（ ）による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（ ）または本（ ）による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記（ ）による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記（ ）または本（ ）による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- ( ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記（ ）または（ ）による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本（ ）による調整は行わない。

- ( ) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ.（ ）ないし（ ）に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限現取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- ハ.（ ）取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本（ ）に準じて調整する。

- ( ) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ( ) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.( )ないし( )に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.( ) (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.( ) (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.( ) または( )に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ( ) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.( )の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.( )および( )の場合には0円、上記イ.( )ないし( )の場合には価額(ただし、( )の場合には修正価額)とする。
- 二. 上記イ.( )ないし( )および上記八.( )において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.( )において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.( )に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ.( )ないし( )において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.( )ないし( )の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

#### 合理的な措置

上記 ( )ないし( )に定める取得価額( (10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 ( )において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

#### 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 ( )に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。

この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も（8）に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と交換に交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本において、（6）に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行なわれる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2)【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成24年1月1日から 平成24年3月31日まで)	第104期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(4)【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年3月31日 (注)1	30,000	110,964	7,500,000	16,601,420	7,500,000	13,918,430
平成21年6月29日 (注)2	-	110,964	-	16,601,420	6,418,430	7,500,000
平成21年6月29日 (注)3	-	110,964	-	16,601,420	156	7,500,156

(注)1. 第三者割当(A種優先株式)

発行株数 30,000千株

発行価格 500円

資本組入額 250円

割当先 株式会社整理回収機構

2. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

3. 銀行法第18条に基づくものであります。



(6)【所有者別状況】

普通株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	43	8	981	1	-	2,019	3,054	-
所有株式数(単元)	17	40,297	655	24,764	5	-	14,222	79,960	1,004,300
所有株式数の割合(%)	0.0	50.4	0.8	31.0	0.0	-	17.8	100.0	-

(注) 自己株式348,751株は「個人その他」に348単元、「単元未満株式の状況」に751株含まれております。

A種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	30,000	-	-	-	-	-	30,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-

(7)【大株主の状況】

所有株式数別

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	A種優先株式 30,000	27.03
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	普通株式 3,976	3.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	普通株式 3,088	2.78
南日本銀行行員持株会	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	普通株式 3,036	2.73
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号	普通株式 2,808	2.53
財団法人岩崎育英文化財団	鹿児島県指宿市十二町3755	普通株式 2,384	2.14
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	普通株式 2,276	2.05
西日本信用保証株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	普通株式 2,172	1.95
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	普通株式 2,157	1.94
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋1丁目18番6号	普通株式 2,011	1.81
計		A種優先株式 30,000 普通株式 23,909	A種優先株式 27.03 普通株式 21.51

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式は下記のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 3,088千株

所有議決権別

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	3,976	4.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,088	3.87
南日本銀行行員持株会	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	3,036	3.81
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号	2,808	3.52
財団法人岩崎育英文化財団	鹿児島県指宿市十二町3755	2,384	2.99
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,276	2.85
西日本信用保証株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	2,172	2.72
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	2,157	2.70
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋1丁目18番6号	2,011	2.52
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2丁目6番1号	1,927	2.42
計		25,835	32.45

(注) 上記 所有株式数別に記載している株式会社整理回収機構所有のA種優先株式は、議決権を有していません。  
なお、A種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、A種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

A種優先株式

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	30,000	-
計		30,000	-

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 30,000,000	-	(注1)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式348,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 79,612,000	79,612	(注2)
単元未満株式	普通株式 1,004,300	-	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	110,964,300	-	-
総株主の議決権	-	79,612	-

(注)1. A種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。また「議決権の数」の欄に同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が3個含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	348,000	-	348,000	0.31
計	-	348,000	-	348,000	0.31

(9)【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	27,340	4,424,583
当期間における取得自己株式	975	147,776

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求)	430	68,925	-	-
保有自己株式数	348,751	-	349,726	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

## 3 【配当政策】

当行は、企業価値を高めるため、財務体質の強化と収益力を向上させるとともに、内部留保の蓄積により財務基盤の安定化を図り、安定的な配当を実施できるよう努める方針であります。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の普通株主の配当につきましては、1株当たり5円の配当といたしております。

当行は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	403	5.00
平成24年6月28日 定時株主総会	A種優先株式	228	7.60

#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

###### 普通株式

回次	第100期	第101期	第102期	第103期	第104期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	404	385	330	205	194
最低(円)	330	264	188	167	150

(注) 最高・最低株価は、福岡証券取引所におけるものであります。

###### A種優先株式

A種優先株式は、非上場株式であるため該当はありません。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

###### 普通株式

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	170	163	167	174	173	173
最低(円)	158	154	150	155	156	155

(注) 最高・最低株価は、福岡証券取引所におけるものであります。

###### A種優先株式

A種優先株式は、非上場株式であるため該当はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役頭取	代表取締役	森 俊 英	昭和21年12月14日生	昭和44年4月 株式会社富士銀行入行 平成12年6月 株式会社富士銀行退職 平成12年6月 株式会社南日本銀行入行専務取締役 平成16年6月 取締役副頭取 平成18年6月 取締役頭取(現職)	平成24年 6月から 1年	普通株式 46
専務取締役	代表取締役	安 樂 國 廣	昭和24年8月12日生	昭和48年4月 株式会社旭相互銀行入行 平成4年2月 東谷山支店長 平成6年4月 国分支店長 平成9年7月 国分支店長兼始良ブロック長 平成10年7月 卸本町支店長兼市内第三ブロック長 平成13年2月 管理部長 平成14年6月 取締役本店営業部長 平成16年6月 取締役営業推進部長 平成17年6月 常務取締役人事部長兼教育研修室長 平成21年6月 常務取締役審査部長兼経営支援室長 平成22年6月 専務取締役(現職)	平成24年 6月から 1年	普通株式 23
常務取締役	経営企画部長兼経営計画推進室長	齋 藤 眞 一	昭和27年8月27日生	昭和50年4月 株式会社旭相互銀行入行 平成5年6月 宮田通支店長 平成7年7月 都城支店長 平成10年8月 東京支店長兼東京事務所長 平成13年2月 卸本町支店長兼市内第三ブロック長 平成15年6月 証券・国際部長 平成17年6月 取締役証券・国際部長 平成19年6月 取締役総合企画部長兼内部統制室長 平成20年7月 取締役総合企画部長 平成21年6月 常務取締役経営企画部長 平成22年10月 常務取締役経営企画部長兼経営計画推進室長(現職)	平成24年 6月から 1年	普通株式 24
常務取締役	人事総務部長兼人材開発室長	奥 智 行	昭和27年8月30日生	昭和50年4月 株式会社旭相互銀行入行 平成5年6月 大口支店長 平成8年2月 小倉支店長 平成12年4月 国分支店長兼始良ブロック長 平成13年10月 支店業務部長代理 平成14年6月 支店業務部次長 平成15年6月 個人融資部長 平成17年6月 取締役営業推進部長兼個人融資部長 平成19年6月 取締役本店営業部長 平成22年6月 常務取締役本店営業部長 平成23年2月 常務取締役人事総務部長兼人材開発室長(現職)	平成24年 6月から 1年	普通株式 19

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	事務統括部長	瀧田 隆信	昭和26年11月16日生	昭和45年4月 大蔵省(現財務省)南九州財務局入局 平成12年7月 四国財務局理財部金融監督第一課長 平成14年7月 九州財務局財務局監察官 平成15年7月 九州財務局総務部総務課長 平成17年7月 四国財務局理財部次長 平成18年7月 九州財務局大分財務事務所長 平成19年6月 九州財務局退職 平成19年6月 株式会社南日本銀行入行 取締役個人融資部長 平成21年6月 取締役事務統括部長(現職)	平成24年6月から1年	普通株式 16
取締役	本店営業部長	是枝 良実	昭和29年3月9日生	昭和52年4月 株式会社旭相互銀行入行 平成9年2月 鴨池新町支店長 平成10年8月 支店業務部営業企画グループ主任調査役 平成13年10月 国分支店長兼始良ブロック長 平成16年4月 武町支店長兼市内第一ブロック長 平成17年10月 審査部次長 平成19年6月 取締役営業推進部長 平成21年6月 取締役営業統括部長兼支店支援室長 平成23年2月 取締役本店営業部長(現職)	平成24年6月から1年	普通株式 26
取締役	営業統括部長	新留 孝二	昭和29年1月12日生	昭和47年4月 株式会社旭相互銀行入行 平成7年7月 笠之原支店長 平成10年8月 谷山支店長 平成12年7月 都城支店長 平成14年10月 伊敷支店長 平成16年10月 鹿屋支店長兼笠之原支店長兼大隅ブロック長 平成19年7月 営業推進部次長 平成20年10月 卸本町支店長 平成22年6月 執行役員卸本町支店長 平成23年2月 執行役員営業統括部長 平成23年6月 取締役営業統括部長(現職)	平成24年6月から1年	普通株式 8
取締役		高田 守國	昭和15年12月14日生	昭和41年10月 鹿児島県入庁 平成元年4月 鹿児島県県民福祉部青少年婦人課長 平成8年4月 鹿児島県企画部長 平成8年10月 鹿児島県総務部長 平成11年3月 鹿児島県退職 平成11年4月 鹿児島県出納長 平成13年4月 鹿児島県副知事 平成14年6月 鹿児島県副知事退職 平成15年6月 株式会社南日本銀行監査役 平成24年6月 株式会社南日本銀行監査役退任 平成24年6月 株式会社南日本銀行取締役(現職)	平成24年6月から1年	普通株式 10



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)		村田 一 明	昭和28年4月30日生	昭和51年4月 株式会社第一勧業銀行入行 昭和59年9月 株式会社旭相互銀行入行 平成9年8月 吉野支店長 平成13年10月 人事部長代理 平成18年4月 検査部長 平成19年6月 執行役員事務統括部長 平成21年6月 執行役員コンプライアンス統括部長 平成22年6月 監査役(現職)	平成22年 6月から 4年	普通株式 5
監査役 (非常勤)		永山 在 紀	昭和15年5月3日生	昭和40年4月 積水化学工業株式会社入社 平成5年4月 同社東京支店長 平成8年6月 同社退社 平成8年7月 南国殖産株式会社入社 常勤顧問 平成8年12月 同社取締役企画部長 平成9年12月 同社常務取締役 平成16年12月 同社代表取締役社長(現職) 平成18年6月 株式会社南日本銀行監査役(現職)	平成22年 6月から 4年	-
監査役 (非常勤)		山原 芳 樹	昭和17年5月11日生	昭和44年7月 鹿児島大学教養部採用 昭和45年7月 鹿児島大学講師教養部 昭和50年10月 鹿児島大学助教授教養部 昭和63年10月 鹿児島大学教授教養部 平成9年4月 鹿児島大学教授教育学部(国際理解教育) 平成20年3月 鹿児島大学退職 平成20年4月 鹿児島大学名誉教授(現職) 平成22年6月 株式会社南日本銀行監査役(現職)	平成22年 6月から 4年	-
計						普通株式 177

- (注) 1. 取締役 高田守國は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 永山在紀、山原芳樹は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当行では、経営方針の決定・監督と業務執行の分離による取締役会の機能強化及び取締役会の意思決定の迅速化等を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は5名で、業務監査部長 吉住健二、審査部長 松下弘志、経営支援室長 若松高宏、熊本営業部長 六笠孝行、証券国際部長 福元浩一郎であります。
4. 所有株式数は、すべて普通株式でありA種優先株式は所有していません。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行では企業の公共性、透明性を高め、ひいては地域社会や株主、お取引先の信任を得るために、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化と一層の情報開示を経営の重要課題として取り組んでおります。

#### 企業統治の体制の概要等

#### イ．コーポレート・ガバナンス体制の概要

南日本銀行は、取締役会を「株主総会の負託により経営の執行を行う最高意思決定機関」としており、その構成メンバーとして、当行及び当行グループに在籍経験がなく独立性の高い社外取締役を1名選任しております。

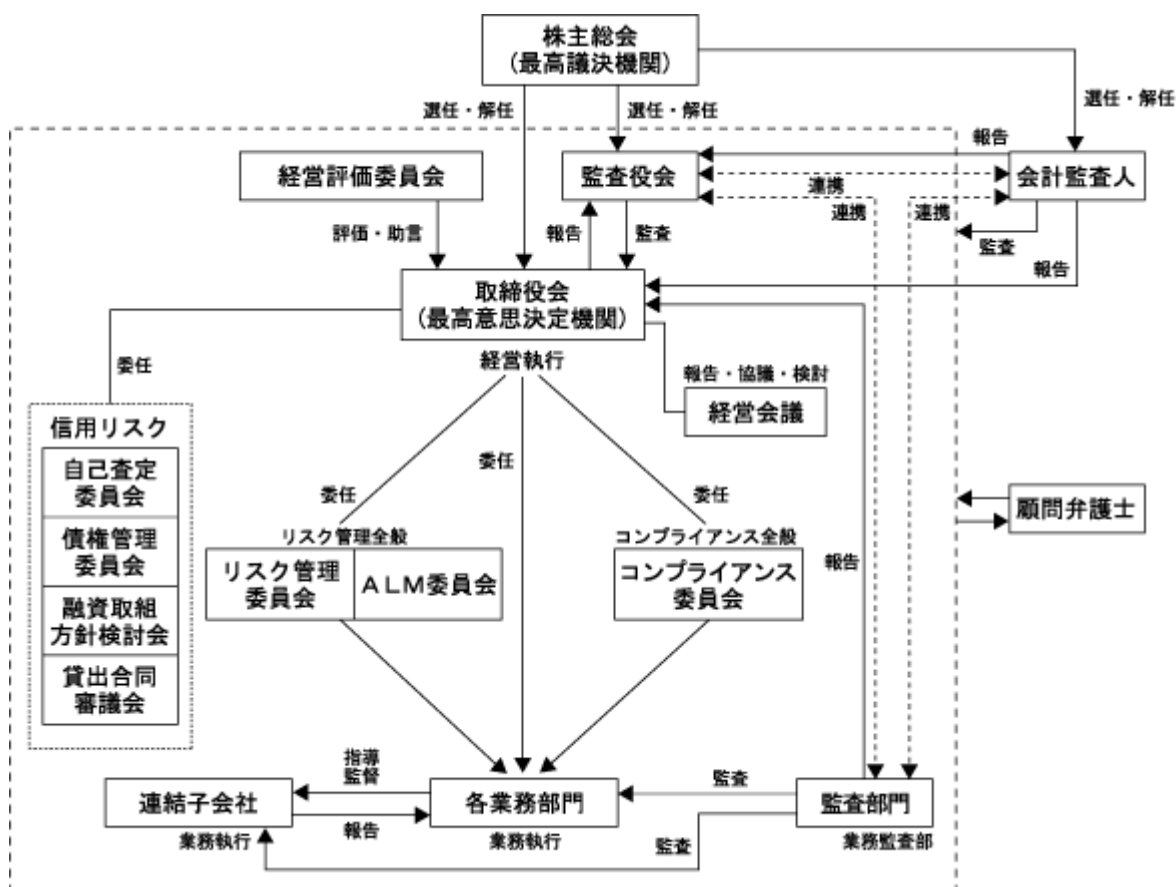
また、その執行状況を監視するために、当行は監査役制度を採用しており、3名の監査役で構成された監査役会を設置しております。監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役会の意思決定プロセスならびに業務執行状況の監督及び監査を行っております。

なお、監査役3名のうち2名は当行及び当行グループに在籍経験のない社外監査役であり、経営の客観性及び中立性は確保できているものと認識しております。

さらに、取締役会は当行の内規に基づき、様々な業務を各種委員会及び各業務部門に委任しておりますが、その執行状況の適切性・有効性を検証・評価する内部監査部門として、業務監査部を設置し、相互牽制を行っております。

加えて、経営に対する評価の客観性を確保する観点から、社外の有識者で構成され、取締役会に対して当行の経営戦略および方針に対する客観的評価・助言を行う経営評価委員会を設置しております。

(コーポレート・ガバナンス体制の概要図)



## ロ．内部統制システムの整備状況

当行の会社法に基づく「内部統制システム構築の基本方針」は以下のとおりであります。

### 「内部統制システム構築の基本方針」

当行は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

- 1．取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とし、代表取締役が繰り返し取締役及び使用人に伝えることにより徹底する。
  - (2) コンプライアンス基準等を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
  - (3) コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する事項を審議・決定する。
  - (4) 事業年度ごとに、コンプライアンス委員会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施状況をフォロー点検することによりコンプライアンスを徹底する。
  - (5) 経営企画部を主担当部とし、本部各部及び営業店にコンプライアンス担当者を配置して、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理する。
  - (6) 取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス研修、全店統一勉強会等を実施する。
  - (7) 事故防止のため職員の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。
  - (8) コンプライアンス基準に基づき、取締役及び使用人が法令上疑義のある行為等を直接情報提供することについて、取締役及び使用人のすべてに周知する。
  - (9) 財務報告の適切性を確保するために、経営企画部リスク統括グループを主担当部署として必要な内部統制体制を構築する。
  - (10) 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- 2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保存する。
  - (2) 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 各種リスクの管理体制、リスク管理方針・計画、リスクの測定・評価・管理、報告、検査および問題点の是正等を定めたリスク管理基準に基づき、リスク管理体制を強固なものにする。
  - (2) 各種リスクの管理担当部は、リスク管理の状況をリスク管理委員会へ報告し、リスク管理委員会において管理及び対策等を協議・決定する。リスク管理の運営・統括は経営企画部が行う。
  - (3) 内部監査部門は、内部監査計画に基づいて各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会へ報告する。
- 4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 事務分掌・取締役会規程等に基づき、取締役の職務執行の効率化を図る。
  - (2) コンプライアンスに関する諸問題については、コンプライアンス委員会において審議したうえで、取締役会に付議する。
- 5．当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 連結子会社等管理規程に基づき、子会社等の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、子会社等から適時に業務の状況の報告を受ける。
  - (2) 子会社等のコンプライアンス体制、リスク管理体制及び情報管理体制については、経営企画部が指導・監督し、子会社等を含めた当行のグループ全体として、適正な体制が確保されるようにする。
  - (3) 内部監査部門は、当行及び子会社等の内部監査を実施し、その結果を取締役会へ報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人については、監査役会と協議のうえ必要な人員を監査役室に配置する。
  - (2) 監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
  - (3) 監査役室に所属する使用人の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 取締役及び使用人が法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等の情報を得たときは、コンプライアンス基準に基づき監査役へ報告することができることを、取締役及び使用人の全てに周知する。
8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、監査役監査が実効的に行われることを確保する。
  - (2) 代表取締役は、監査役会と定期的に、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。

## 八. リスク管理体制の状況

取締役会が業務を委任している各種委員会等の中で、ガバナンス上特に重要な位置づけにあるものが、頭取以下、本部取締役、監査役、本部部長により構成される「コンプライアンス委員会」と「リスク管理委員会」及び「ALM委員会」であります。

コンプライアンス委員会においてはコンプライアンス上の課題を、リスク管理委員会及びALM委員会においてはリスク管理上の課題を様々な角度から抽出し、集中的に協議・検討しており、その検討結果を当行の経営方針決定に反映させております。

当行グループ企業のガバナンス体制も、中核となる南日本銀行における適切な監督のもとで構成されております。

### 内部監査及び監査役監査の状況

当行の内部監査部門である業務監査部は監査企画グループ3名、営業店監査グループ5名にて各業務執行部門に対しての監査を実施し、相互牽制を行っております。

監査役会は、経営の透明性をより高める目的で、監査役3名のうち2名を社外監査役としております。また、監査役監査を円滑に進めるため、監査役の職務を補助すべき使用人を1名配置しております。

監査役と内部監査部門との連携については、監査役は、業務監査部（内部監査部門）が内部監査規程に基づき実施した監査結果報告を、毎月開催される監査報告会等において受けるとともに、随時意見・情報交換を行っております。また必要に応じて、本部・本支店の業務部門に対して、単独もしくは業務監査部と連携して監査を実施しております。

監査役、業務監査部、会計監査人及び内部統制部門（経営企画部リスク統括グループ）においても、必要に応じて意見・情報交換を行っております。

### 社外取締役及び社外監査役

当行は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しておりますが、いずれも当行及び当行グループの出身者ではありません。

社外監査役には、当行と取引のある会社の代表者も含まれますが、取引の内容は通常の銀行取引であり、個人が直接利害関係を有するものではありません。

社外取締役及び社外監査役は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する役割を担っており、基本的に当行や当行取締役、使用人との人的関係、資本関係、その他利害関係が無く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い方を選任しております。

なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための当行からの独立性に関する基準及び方針は定められておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

また、社外取締役と社外監査役は、取締役会などの重要な会議に出席して、それぞれの立場から意思決定のプロセスならびに業務執行状況の経営監視を行っており、必要に応じて、監査役会、業務監査部、会計監査人等との意見・情報交換を行うなど、経営に対する中立的な監視機能が十分に発揮できる体制が構築できていると考えております。

(責任限定契約)

当行は、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款に責任限定契約を締結できる旨を定めております。当該定款に基づき社外取締役1名及び社外監査役2名と締結した責任限定契約の内容は次のとおりであります。

(社外取締役の責任限定契約)

社外取締役は、会社法第423条第1項に定める責任において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当行に対して損害賠償責任を負うものとする。

(社外監査役の責任限定契約)

社外監査役は、会社法第423条第1項に定める責任において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当行に対して損害賠償責任を負うものとする。

役員の報酬等の内容

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の総額		
			基本報酬	賞与	退職慰労金
取締役	8	138	122	4	12
監査役	1	16	14	-	1
社外役員	3	11	9	-	1

重要な使用人兼務役員の使用人給与額は42百万円、員数は4人であり、その内容は使用人としての給与及び賞与であります。

報酬等の総額には、使用人兼務役員の給与等を含んでおります。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者に該当者がいないため、記載を省略しております。

ハ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役に対する報酬は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、職責や役割に応じた固定報酬及び各事業年度の業績等に基づく業績連動報酬を取締役会の決議により決定しております。

監査役に対する報酬は、独立性を確保するため固定報酬のみとし、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 87銘柄  
貸借対照表計上額の合計額 7,622百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)  
貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。  
(特定投資株式)

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)西日本シティ銀行	4,649	1,134	緊密な関係の維持・強化のため
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	1,824	614	緊密な関係の維持・強化のため
(株)京葉銀行	1,017	439	緊密な関係の維持・強化のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	2,310	351	緊密な関係の維持・強化のため
(株)宮崎太陽銀行	1,420	339	共同業務の円滑な推進のため
(株)福岡中央銀行	912	324	共同業務の円滑な推進のため
(株)大光銀行	1,365	308	緊密な関係の維持・強化のため
ヒューリック(株)	358	250	取引の維持・向上のため
(株)タイヨー	310	224	取引の維持・向上のため
(株)Misumi	107	208	取引の維持・向上のため
(株)千葉興業銀行	367	179	緊密な関係の維持・強化のため
(株)第三銀行	869	179	緊密な関係の維持・強化のため
(株)関西アーバン銀行	1,238	173	緊密な関係の維持・強化のため
(株)豊和銀行	1,251	133	共同業務の円滑な推進のため
(株)山口フィナンシャルグループ	174	132	緊密な関係の維持・強化のため
(株)大東銀行	2,167	130	緊密な関係の維持・強化のため
(株)筑邦銀行	448	126	緊密な関係の維持・強化のため
NK S Jホールディングス(株)	209	118	取引の維持・向上のため
(株)八千代銀行	41	115	緊密な関係の維持・強化のため
東京海上ホールディングス(株)	46	110	取引の維持・向上のため
(株)東和銀行	1,009	105	緊密な関係の維持・強化のため
(株)九州リースサービス	575	105	取引の維持・向上のため
(株)トマト銀行	542	82	緊密な関係の維持・強化のため
野村ホールディングス(株)	165	76	取引の維持・向上のため
(株)きらやか銀行	862	72	緊密な関係の維持・強化のため
(株)ベスト電器	302	65	取引の維持・向上のため
(株)東北銀行	465	58	緊密な関係の維持・強化のため
(株)福島銀行	957	50	緊密な関係の維持・強化のため
スターゼン(株)	200	50	取引の維持・向上のため
住友信託銀行(株)	84	39	緊密な関係の維持・強化のため

(注) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の当事業年度についての開示にあたり、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超えるものが30銘柄に満たないため、特定投資株式の30銘柄を記載しております。

(みなし保有株式)  
該当ありません。

(当事業年度)  
貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。  
(特定投資株式)

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)西日本シティ銀行	4,649	1,101	緊密な関係の維持・強化のため
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	1,824	673	緊密な関係の維持・強化のため
ヒューリック(株)	475	470	取引の維持・向上のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	2,970	409	緊密な関係の維持・強化のため
(株)京葉銀行	1,017	404	緊密な関係の維持・強化のため
(株)大光銀行	1,365	363	緊密な関係の維持・強化のため
(株)福岡中央銀行	912	328	共同業務の円滑な推進のため
(株)宮崎太陽銀行	1,420	301	共同業務の円滑な推進のため
(株)Misumi	107	215	取引の維持・向上のため
(株)タイヨー	310	212	取引の維持・向上のため
(株)千葉興業銀行	367	177	緊密な関係の維持・強化のため
(株)関西アーバン銀行	1,238	160	緊密な関係の維持・強化のため
(株)第三銀行	869	154	緊密な関係の維持・強化のため
(株)山口フィナンシャルグループ	174	132	緊密な関係の維持・強化のため
(株)豊和銀行	1,251	126	共同業務の円滑な推進のため
(株)九州リースサービス	579	105	取引の維持・向上のため
東京海上ホールディングス(株)	46	103	取引の維持・向上のため
(株)きらやか銀行	862	101	緊密な関係の維持・強化のため
N K S Jホールディングス(株)	52	100	取引の維持・向上のため
(株)筑邦銀行	448	98	緊密な関係の維持・強化のため
(株)東和銀行	1,009	94	緊密な関係の維持・強化のため
(株)トマト銀行	542	86	緊密な関係の維持・強化のため
(株)八千代銀行	41	86	緊密な関係の維持・強化のため
(株)東北銀行	465	72	緊密な関係の維持・強化のため
(株)福島銀行	957	69	緊密な関係の維持・強化のため
野村ホールディングス(株)	165	63	取引の維持・向上のため
(株)ベスト電器	302	60	取引の維持・向上のため
スターゼン(株)	200	52	取引の維持・向上のため
(株)筑波銀行	124	36	緊密な関係の維持・強化のため
三井住友トラストホールディングス(株)	125	35	緊密な関係の維持・強化のため

(注) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の当事業年度についての開示にあたり、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超えるものが30銘柄に満たないため、特定投資株式の30銘柄を記載しております。

(みなし保有株式)  
該当ありません。

八．保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益および評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	7,078	189	460	276
非上場株式				

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	4,747	171	24	544
非上場株式				

二．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)
みずほ証券(株)	400	70

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)
アイフル(株)	31	3
(株)大東銀行	2,167	134
アコム(株)	18	25

会計監査の状況

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等については、次のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人

公認会計士の氏名等	所属する監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員	新日本有限責任監査法人
工藤雅春	
山内正彦	
	柴田祐二

- ・当行の会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 16名 その他 15名

(注)「その他」は会計士補、公認会計士試験合格者等であります。



#### 取締役の員数

当行の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨定款に定めております。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

##### イ. 自己株式の取得

当行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、自己の株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策を可能にすることを目的とするものであります。

##### ロ. 中間配当

当行は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 種類株式

当行は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容(いわゆる議決権制限)について普通株式と異なる定めをした議決権のないA種優先株式を発行しております。単元株式及び議決権の有無については下記のとおりであります。なお、株式の保有又はその議決権行使について特記すべきことはありません。

株式の種類	単元株式数	議決権の有無
普通株式	1,000株	有
A種優先株式	1,000株	無

A種優先株式の内容については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	40	-	40	1
連結子会社	-	-	-	-
計	40	-	40	1

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度、当連結会計年度ともに該当ありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当ありません。

当連結会計年度

人事制度の助言・指導業務。

【監査報酬の決定方針】

前連結会計年度

該当ありませんが、監査日程等を勘案して、協議の上決定しております。

当連結会計年度

該当ありませんが、監査日程等を勘案して、協議の上決定しております。

## 第5 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するため公益財団法人財務会計基準機構への加入や外部研修等へ積極的に参加する等、会計基準等の内容を適切に把握し会計基準等の変更等についての的確に対応できる取組みを行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	7 20,684	7 23,439
コールローン及び買入手形	42,000	66,000
商品有価証券	0	28
有価証券	1, 7, 14 93,131	1, 7, 14 74,610
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 512,396	2, 3, 4, 5, 6, 8 517,828
外国為替	496	605
リース債権及びリース投資資産	977	1,060
その他資産	7 2,749	7 2,922
有形固定資産	10, 11 12,040	10, 11 12,453
建物	2,133	2,202
土地	9 8,762	9 9,159
リース資産	2	9
建設仮勘定	0	34
その他の有形固定資産	1,141	1,047
無形固定資産	743	619
ソフトウェア	692	562
その他の無形固定資産	51	57
繰延税金資産	8,086	6,838
支払承諾見返	3,002	3,452
貸倒引当金	12,378	13,901
投資損失引当金	465	446
資産の部合計	683,466	695,511
<b>負債の部</b>		
預金	635,183	647,054
借入金	12 1,500	12 1,500
社債	13 1,500	13 1,500
その他負債	2,130	2,399
退職給付引当金	5,635	3,363
役員退職慰労引当金	235	-
睡眠預金払戻損失引当金	217	234
偶発損失引当金	357	455
再評価に係る繰延税金負債	9 2,041	9 1,784
負ののれん	0	-
支払承諾	3,002	3,452
負債の部合計	651,805	661,745

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	16,601	16,601
資本剰余金	8,875	8,875
利益剰余金	1,809	3,881
自己株式	128	132
株主資本合計	27,157	29,226
その他有価証券評価差額金	1,803	1,593
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	, 2,700	, 2,946
その他の包括利益累計額合計	4,503	4,539
純資産の部合計	31,661	33,766
負債及び純資産の部合計	683,466	695,511

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
経常収益	19,352	19,192
資金運用収益	15,768	15,725
貸出金利息	13,651	13,510
有価証券利息配当金	1,406	1,298
コールローン利息及び買入手形利息	50	53
預け金利息	1	4
その他の受入利息	658	858
役務取引等収益	1,533	1,598
その他業務収益	1,120	806
その他経常収益	930	1,061
償却債権取立益	-	0
その他の経常収益	930	1,060
経常費用	17,654	17,574
資金調達費用	1,116	831
預金利息	1,009	724
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
借入金利息	37	37
社債利息	52	50
その他の支払利息	16	18
役務取引等費用	1,338	1,460
その他業務費用	112	24
営業経費	11,704	11,387
その他経常費用	3,382	3,870
貸倒引当金繰入額	2,587	2,403
その他の経常費用	794	1,466
経常利益	1,698	1,618
特別利益	22	2,452
固定資産処分益	1	0
償却債権取立益	21	-
厚生年金基金代行返上益	-	2,452
特別損失	46	160
固定資産処分損	10	17
減損損失	22	142
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	12	-
税金等調整前当期純利益	1,674	3,910
法人税、住民税及び事業税	43	35
法人税等調整額	484	1,145
法人税等合計	528	1,181
少数株主損益調整前当期純利益	1,146	2,729
少数株主利益	-	-
当期純利益	1,146	2,729

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,146	2,729
その他の包括利益	216	1 28
その他有価証券評価差額金	216	209
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	-	237
包括利益	930	2,757
親会社株主に係る包括利益	930	2,757
少数株主に係る包括利益	-	-

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	16,601	16,601
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	16,601	16,601
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	8,905	8,875
当期変動額		
自己株式の処分	29	0
当期変動額合計	29	0
当期末残高	8,875	8,875
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	1,032	1,809
当期変動額		
剰余金の配当	353	648
当期純利益	1,146	2,729
土地再評価差額金の取崩	16	8
当期変動額合計	776	2,072
当期末残高	1,809	3,881
<b>自己株式</b>		
当期首残高	178	128
当期変動額		
自己株式の取得	2	4
自己株式の処分	52	0
当期変動額合計	50	4
当期末残高	128	132
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	26,360	27,157
当期変動額		
剰余金の配当	353	648
当期純利益	1,146	2,729
自己株式の取得	2	4
自己株式の処分	23	0
土地再評価差額金の取崩	16	8
当期変動額合計	797	2,068
当期末残高	27,157	29,226



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	2,019	1,803
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	216	209
当期変動額合計	216	209
当期末残高	1,803	1,593
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	0	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	0	0
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	2,684	2,700
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16	245
当期変動額合計	16	245
当期末残高	2,700	2,946
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	4,703	4,503
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	200	36
当期変動額合計	200	36
当期末残高	4,503	4,539
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	31,064	31,661
当期変動額		
剰余金の配当	353	648
当期純利益	1,146	2,729
自己株式の取得	2	4
自己株式の処分	23	0
土地再評価差額金の取崩	16	8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	200	36
当期変動額合計	597	2,104
当期末残高	31,661	33,766

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	1,674	3,910
減価償却費	1,016	1,018
減損損失	22	142
負ののれん償却額	0	0
持分法による投資損益（は益）	0	0
貸倒引当金の増減（）	843	1,522
投資損失引当金の増減額（は減少）	143	19
退職給付引当金の増減額（は減少）	603	2,272
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	194	235
睡眠預金払戻損失引当金の増減（）	8	17
偶発損失引当金の増減額（は減少）	144	98
資金運用収益	15,768	15,725
資金調達費用	1,116	831
有価証券関係損益（）	1,364	398
金銭の信託の運用損益（は運用益）	4	-
為替差損益（は益）	40	4
固定資産処分損益（は益）	9	17
貸出金の純増（）減	6,620	5,431
預金の純増減（）	14,581	11,871
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（）	0	0
預け金（日銀預け金を除く）の純増（）減	679	420
コールローン等の純増（）減	6,100	24,000
コールマネー等の純増減（）	279	-
外国為替（資産）の純増（）減	270	108
外国為替（負債）の純増減（）	0	-
リース債権及びリース投資資産の純増（）減	109	82
資金運用による収入	15,688	15,651
資金調達による支出	1,368	842
その他	565	277
小計	15,595	14,729
法人税等の支払額	34	40
法人税等の還付額	65	60
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,626	14,709

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	38,617	19,632
有価証券の売却による収入	13,279	32,672
有価証券の償還による収入	11,903	5,731
金銭の信託の減少による収入	1,829	-
有形固定資産の取得による支出	271	986
有形固定資産の売却による収入	35	0
無形固定資産の取得による支出	224	91
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>12,064</b>	<b>17,694</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	355	644
自己株式の取得による支出	2	4
自己株式の売却による収入	17	0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>340</b>	<b>648</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	1
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,219	2,334
現金及び現金同等物の期首残高	15,346	18,566
現金及び現金同等物の期末残高	1 18,566	1 20,901

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

### 1. 連結の範囲に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
(1) 連結子会社 2社 南日本総合ビジネス株式会社 南日本ファイナンス株式会社 (連結の範囲の変更) 南日本バンクカード株式会社は清算終了により子会社に該当しないことになったことから、連結の範囲から除外しております。
(2) 非連結子会社 該当ありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
(2) 持分法適用の関連会社 1社 南九州サービス株式会社
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 2社

### 4. 会計処理基準に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については連結決算期末月 1ヵ月平均に基づいた市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、債券については、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

当連結会計年度  
(自 平成23年 4月 1日  
至 平成24年 3月31日)

(4) 減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物： 19年～50年

その他： 3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(2,958百万円)（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成23年4月1日付で厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。これに伴い、当行は「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44-2項に基づき、代行部分の過去分返上認可の日において、代行部分にかかる退職給付債務と年金資産の返還相当額との差額である2,452百万円を厚生年金基金代行返上益として特別利益に計上しております。</p> <p>なお、当行では平成23年4月1日付で、従来の制度である厚生年金基金制度および適格退職年金制度から、新制度となる確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度へ移行しております。</p>
<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払い等に備えるため、将来発生する損失額を見積り計上しております。</p>
<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>(借手側)</p> <p>当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。</p>
<p>(12) 収益及び費用の計上方法</p> <p>ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
(13)重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
(14)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
(15)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 【追加情報】

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
(1)当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。  なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当連結会計年度の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前連結会計年度については遡及処理を行っておりません。
(2)当行は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち期末要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成23年6月29日開催の第103期定時株主総会において、役員退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。これにより、当連結会計年度において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払い分239百万円については「その他負債」に含めて表示しております。

## 【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

## 1. 非連結子会社及び関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
株式	11百万円	11百万円

## 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
破綻先債権額	4,380百万円	3,986百万円
延滞債権額	24,340百万円	30,843百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

## 3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	-百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

## 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
貸出条件緩和債権額	228百万円	2,869百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
合計額	28,949百万円	37,698百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。



6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	6,278百万円	6,089百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	1,222百万円	1,215百万円
計	1,222百万円	1,215百万円

担保資産に対応する債務

該当ありません。

なお、為替決済、日本銀行共通担保等の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
預け金	8百万円	8百万円
有価証券	24,851百万円	24,363百万円

また、その他資産のうち敷金等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
敷金等	235百万円	225百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
融資未実行残高	37,548百万円	35,554百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	27,980百万円	27,818百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格に、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
3,698百万円	3,805百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
減価償却累計額	6,612百万円	6,850百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	669百万円 ( - 百万円)	668百万円 ( - 百万円)

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
劣後特約付借入金	1,500百万円	1,500百万円

13. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
劣後特約付社債	1,500百万円	1,500百万円

14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
50百万円	350百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
貸出金償却	19百万円	貸出金償却	8百万円
株式等償却	102百万円	株式等償却	344百万円
貸出債権売却損	22百万円	貸出債権売却損	71百万円

2. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

減損を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額は次のとおりです。

前連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

鹿児島県内他

用途	種類	減損損失
営業用土地	土地	12百万円
営業用建物	建物	10百万円
合計	-	22百万円

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

鹿児島県内他

用途	種類	減損損失
営業用店舗等	土地	18百万円
	建物	16百万円
遊休資産等	土地	84百万円
	建物	22百万円
合計	-	142百万円

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

営業用店舗等の営業用資産については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として営業店単位で、遊休資産等については、各々が独立した資産としてグルーピングしております。また、本部、コンピュータセンター、社宅、ATMコーナー等については独立したキャッシュ・フローを生みださないことから共用資産としております。連結子会社については、個社ごとにグルーピングしております。

(回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、路線価、固定資産税評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額		253百万円	
組替調整額		379	〃
税効果調整前		126	〃
税効果額		83	〃
その他有価証券評価差額金		209	〃

繰延ヘッジ損益：

当期発生額		0	〃
組替調整額		0	〃
税効果調整前		0	〃
税効果額		0	〃
繰延ヘッジ損益		0	〃

土地再評価差額金：

当期発生額		-	〃
組替調整額		-	〃
税効果調整前		-	〃
税効果額		237	〃
土地再評価差額金		237	〃
その他の包括利益合計		28	〃

[次へ](#)

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	80,964	-	-	80,964	
A種優先株式	30,000	-	-	30,000	
合計	110,964	-	-	110,964	
自己株式					
普通株式	322	12	13	321	(注)1、2
合計	322	12	13	321	

(注)1. 自己株式の増加は、単元未満株式の取得によるものであります。

2. 自己株式の減少は、売渡等によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	80	1.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年6月29日 定時株主総会	A種優先株式	273	9.10	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	403	利益剰余金	5.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	A種優先 株式	244	利益剰余金	8.16	平成23年3月31日	平成23年6月30日

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	80,964	-	-	80,964	
A種優先株式	30,000	-	-	30,000	
合計	110,964	-	-	110,964	
自己株式					
普通株式	321	27	0	348	(注)1、2
合計	321	27	0	348	

(注)1. 自己株式の増加は、単元未満株式の取得によるものであります。

2. 自己株式の減少は、単元未満株式の売渡によるものであります。

## 2. 配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	403	5.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	A種優先株式	244	8.16	平成23年3月31日	平成23年6月30日

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	403	利益剰余金	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日
平成24年6月28日 定時株主総会	A種優先 株式	228	利益剰余金	7.60	平成24年3月31日	平成24年6月29日

### (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

#### 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
現金預け金勘定	20,684百万円	23,439百万円
普通預け金	1,995 "	2,450 "
定期預け金	8 "	8 "
その他の預け金	113 "	78 "
現金及び現金同等物	18,566 "	20,901 "

### (リース取引関係)

#### 1. ファイナンス・リース取引

##### (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務機器等であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額  
前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	2	2	-	0
無形固定資産	-	-	-	-
合計	2	2	-	0

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

未経過リース料期末残高相当額等

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	0	-
1年超	-	-
合計	0	-
リース資産減損勘定の残高	-	-

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
支払リース料	1	0
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	0	0
支払利息相当額	0	0
減損損失	-	-

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3月31日)
1年内	114	113
1年超	138	133
合計	253	246



(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出金を中心とした金融サービス事業を行っております。また、貸出金以外に国債等の有価証券にて運用を行っております。これらの事業を行うため、預金を中心とした資金の調達を行っております。

これらの業務を行うにあたり、このように主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(A L M)を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、「融資の基本姿勢(クレジットポリシー)」及び「信用リスク管理基準」に従い、貸出金について、個別案件の与信審査を基本として、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による「貸出合同審議会」、「融資取組方針検討会」を開催し、審議・報告を行っております。さらに、これらの与信管理の状況については、定期的に監査部門がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、証券国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

( ) 金利リスクの管理

当行グループは、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。「A L M運用基準」において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会において決定されたA L M に関する方針に基づき、A L M委員会で実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析及びアウトライヤー比率等によりモニタリングを行っているほか、月次ベースでA L M委員会に報告しております。

( ) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、外貨預金等の取引をまとめてポジション管理し、為替リスクを回避するための持高操作を行っております。

( ) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会の方針に基づき、取締役会の監督の下、「市場リスク管理基準」等に従い行われております。このうち、証券国際部では、有価証券の購入時の事前審査、ポジション枠及びリスク限度枠等の限度額設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当行が保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、これらの情報はリスク統括部門を通じ、A L M委員会に定期的に報告されております。

なお、当行のリスク統括部門において、バリュー・アット・リスク(V a R)を用いて金融商品の市場リスク量が把握されるとともに、監査部門において規定の遵守状況等がチェックされております。

( ) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、主要なリスク変数である金利リスク及び株価変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」「有価証券」「銀行業における預金」「長期借入金」及び「社債」です。当行では、これらの金融資産及び金融負債について、「VaR（バリュー・アット・リスク）」という手法を用い、金利リスク、株価変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

VaR算定に当たっては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間5年）という手法により算定しております。

平成24年3月31日現在で当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で5,136百万円（前連結会計年度6,540百万円）であります。

なお、当行では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しております。平成23年度に関して実施したバックテストングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の変動相場をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、「流動性リスク管理基準」や「流動性リスクに関するコンティンジェンシープラン」等において、資金繰り状況の区分とそれぞれの対応等を定め、これに基づき資金繰り状況の把握・管理する体制としております。また、経営企画部において、月次で各グループ会社の資金繰り表等によりグループ全体の資金管理を行っているほか、ALMを通して、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等によって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	20,684	20,684	-
(2) コールローン及び買入手形	42,000	42,000	-
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	0	0	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,368	3,168	199
その他有価証券	88,089	88,089	-
(5) 貸出金	512,396		
貸倒引当金(*1)	12,278		
	500,118	505,294	5,175
資産計	654,262	659,238	4,976
(1) 預金	635,183	635,710	526
負債計	635,183	635,710	526
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	2	2	-
デリバティブ取引計	2	2	-

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	23,439	23,439	-
(2) コールローン及び買入手形	66,000	66,000	-
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	28	28	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,659	2,416	243
その他有価証券	70,282	70,282	-
(5) 貸出金	517,828		
貸倒引当金(*1)	13,660		
	504,168	508,659	4,491
資産計	666,576	670,825	4,248
(1) 預金	647,054	647,468	413
負債計	647,054	647,468	413
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	97	97	-
デリバティブ取引計	97	97	-

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

前連結会計年度末に保有していた変動利付国債の時価については、当時の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、前連結会計年度末では市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合と比べ、「有価証券」は443百万円増加、「繰延税金資産」は177百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は265百万円増加しております。

なお、前連結会計年度末における変動利付国債の合理的に算定された価額は、客観的に信頼性がある者で当行から独立した第三者であるブローカーより入手した価額としております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（4）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
関連会社株式(*1)	11	11
その他有価証券		
非上場株式(*1)	1,066	1,061
組合出資金(*2)	594	595
合計	1,672	1,669

(\*1) 関連会社株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 関連会社及び組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	4,602	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	42,000	-	-	-	-	-
有価証券	1,032	3,710	21,769	7,961	29,089	6,409
満期保有目的の債券	730	157	296	-	-	1,500
うち地方債	100	100	-	-	-	-
社債	30	57	96	-	-	-
その他	599	-	200	-	-	1,500
その他有価証券のうち満期があるもの	302	3,552	21,472	7,961	29,089	4,909
うち国債	-	-	19,016	4,760	26,449	4,254
地方債	202	203	617	-	-	-
社債	100	3,349	1,838	211	2,639	-
その他	-	-	-	2,990	-	655
貸出金(*)	116,671	82,650	61,187	44,709	50,369	119,144
合計	164,306	86,361	82,956	52,670	79,458	125,553

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの28,720百万円、期間の定めのないもの8,945百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	8,732	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	66,000	-	-	-	-	-
有価証券	2,037	12,035	26,269	679	11,012	1,688
満期保有目的の債券	128	499	339	-	300	1,200
うち地方債	100	-	-	-	-	-
社債	28	99	339	-	-	-
その他	-	400	-	-	300	1,200
その他有価証券のうち満期があるもの	1,908	11,535	25,929	679	10,712	488
うち国債	-	7,071	23,110	-	7,334	-
地方債	100	202	618	-	-	-
社債	1,507	3,953	1,809	679	3,179	-
その他	299	306	390	-	198	488
貸出金(*)	113,672	81,128	62,610	43,977	51,369	119,630
合計	190,441	93,163	88,880	44,656	62,382	121,318

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの  
34,829百万円、期間の定めのないもの10,609百万円は含めておりません。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	561,205	48,914	25,063	-	-	-
合計	561,205	48,914	25,063	-	-	-

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	569,425	52,009	25,619	-	-	-
合計	569,425	52,009	25,619	-	-	-

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

[次へ](#)

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	平成23年 3月31日	平成24年 3月31日
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	0	0

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	地方債	200	203	3
	社債	149	152	2
	その他	1,282	1,295	12
	小計	1,632	1,651	18
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	社債	35	35	0
	その他	1,700	1,481	218
	小計	1,735	1,517	218
合計		3,368	3,168	199

当連結会計年度(平成24年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	地方債	100	101	1
	社債	447	451	3
	その他	190	199	9
	小計	738	752	14
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	社債	20	20	0
	その他	1,900	1,642	257
	小計	1,920	1,663	257
合計		2,659	2,416	243



3. その他有価証券

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	7,021	5,304	1,717
	債券	43,530	42,420	1,110
	国債	36,590	35,622	968
	地方債	924	899	24
	社債	6,015	5,898	117
	その他	5,964	4,647	1,317
	小計	56,517	52,371	4,145
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	6,545	8,152	1,606
	債券	20,111	20,306	195
	国債	17,890	18,005	115
	地方債	98	99	1
	社債	2,122	2,200	78
	その他	4,915	5,133	217
	小計	31,572	33,592	2,019
合計		88,089	85,963	2,126

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	6,169	4,577	1,591
	債券	47,822	47,127	694
	国債	37,516	36,995	521
	地方債	922	899	22
	社債	9,383	9,232	151
	その他	5,357	4,314	1,043
	小計	59,349	56,019	3,329
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	5,104	6,106	1,001
	債券	2,042	2,096	53
	社債	2,042	2,096	53
	その他	3,784	4,059	274
	小計	10,932	12,262	1,330
合計		70,282	68,282	1,999

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,096	598	130
債券	8,020	126	85
国債	8,020	126	85
その他	2,181	982	16
合計	12,298	1,708	231

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,983	593	617
債券	29,348	730	8
国債	29,348	730	8
その他	340	42	6
合計	32,672	1,366	632

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当ありません。

## 7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、株式102百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、株式344百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価の下落率が50%以上の場合。

時価の下落率が30%以上50%未満の場合、下記イ～ハの何れかに該当する場合は回復可能性があるとは認められないと判断し、減損処理を行う。

イ．株式の時価が過去2年間にわたり、30%以上下落した状態にある場合。

ロ．株式の発行会社が債務超過の状態にある場合。

ハ．株式の発行会社が2期連続で損失を計上しており、翌期も連続して損失を計上すると予想される場合。

時価の下落率が30%未満の場合には、著しく下落には該当せず、減損処理は行わない。

### (金銭の信託関係)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。  
前連結会計年度（平成23年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	2,126
その他有価証券	2,126
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	322
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	1,803
( )少数株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,803

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	1,999
その他有価証券	1,999
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	406
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	1,593
( )少数株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,593

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成23年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約	22	-	0	0
	売建	22	-	0	0
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所の価格により算定しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約	24	-	0	0
	売建	24	-	0	0
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所の価格により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成23年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨預金	3,001	-	2
	合計	-	-	-	2

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定につきましては、取引所の価格、割引現在価値等により算出しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨預金	3,001	-	97
	合計	-	-	-	97

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定につきましては、取引所の価格、割引現在価値等により算出しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

従来は、当行及び連結子会社は確定給付型の制度として厚生年金基金制度、適格退職年金基金制度及び退職加給金制度を採用しておりましたが、平成23年4月1日付で確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	16,105	11,331
年金資産 (B)	6,293	6,240
未積立退職給付債務 (C) = (A)+(B)	9,811	5,091
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	1,246	658
未認識数理計算上の差異 (E)	3,440	1,768
未認識過去勤務債務 (F)	510	700
連結貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E)+(F)	5,635	3,363
前払年金費用 (H)	-	-
退職給付引当金 (G)-(H)	5,635	3,363

(注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

2. 連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。



### 3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	289	244
利息費用	322	227
期待運用収益	133	125
過去勤務債務の費用処理額	42	58
数理計算上の差異の費用処理額	421	240
会計基準変更時差異の費用処理額	311	197
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	22
退職給付費用	1,169	747

(注)1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(注)2. 確定拠出年金制度に基づく拠出額をその他に含めて記載しております。

### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

#### (1) 割引率

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
2.00%	2.00%

#### (2) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
2.00%	2.00%

#### (3) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

13年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

13年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている)

(6) 会計基準変更時差異の処理年数

15年

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	4,705百万円	3,320百万円
貸倒引当金	3,766	3,998
有価証券	1,700	1,255
退職給付引当金	2,252	1,200
その他	1,187	1,198
繰延税金資産小計	13,612	10,972
評価性引当額	5,187	3,713
繰延税金資産合計	8,424	7,258
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	322	406
その他	14	13
繰延税金負債合計	337	419
繰延税金資産の純額	8,086百万円	6,838百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.0%	40.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.7	1.6
住民税均等割	1.1	0.5
評価性引当額の増減	11.8	25.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	16.2
その他	4.3	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.5%	30.2%

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.0%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.7%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は580百万円減少し、その他有価証券評価差額金は54百万円増加し、法人税等調整額は634百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は237百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は67百万円増加し、法人税等調整額は同額減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性がないため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、注記を省略しております。

[前へ](#)

**【セグメント情報】**

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはリース業務が含まれております。

**【関連情報】**

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	13,651	3,120	2,580	19,352

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	13,510	2,683	2,998	19,192

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他事業」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

平成22年4月1日前に行われた企業結合により発生した負ののれんについては重要性が乏しいため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当ありません。

**【関連当事者情報】**

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	円	203.57	229.96
1株当たり当期純利益金額	円	11.18	31.02
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	7.22	15.81

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	1,146	2,729
普通株主に帰属しない金額	百万円	244	228
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	244	228
普通株式に係る当期純利益	百万円	901	2,501
普通株式の期中平均株式数	千株	80,644	80,635
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	244	228
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	-	-
うち優先株式に係る金額	百万円	244	228
普通株式増加数	千株	78,125	92,024
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

当行は平成24年4月11日に次のとおり期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限付少数人数私募)を発行いたしました。

- (1) 社債の名称 株式会社南日本銀行第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限付少数人数私募)
- (2) 払込期日 平成24年4月11日
- (3) 発行総額 金2,000百万円
- (4) 発行価格 社債の金額100円につき金100円
- (5) 利率 平成29年4月11日までは3.37%  
平成29年4月12日以降は6ヶ月ユーロ円LIBOR+4.30%
- (6) 年限及び償還方法 10年(期限前償還条項付)
- (7) 償還期日 平成34年4月11日
- (8) 資金使途 貸出金等の一般運転資金

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	第1回期限前償還 条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成20年3月28日	1,500	1,500	(注)	なし	平成30年3月28日

- (注) 1. 第1回期限前償還条項付無担保社債の利率は、平成20年3月29日から平成25年3月28日までロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円LIBORに3.00%を加算した利率、平成25年3月28日の翌日以降は、ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円LIBORに4.50%を加算した利率。  
2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は該当ありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	1,500	1,500	2.48	
借入金	1,500	1,500	2.48	平成29年9月～ 平成30年3月
1年以内に返済予定のリース債務	1	2	3.19	平成30年8月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1	7	3.19	平成30年8月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。  
2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	0	0	0	0	0
リース債務(百万円)	2	1	1	1	1

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	4,512	9,245	14,641	19,192
税金等調整前 四半期(当期)純利益 金額(百万円)	2,706	2,906	3,990	3,910
四半期(当期)純利益 金額(百万円)	2,135	2,327	2,634	2,729
1株当たり四半期(当 期)純利益金額(円)	25.77	27.44	30.54	31.02

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益金額	25.77	1.67	3.10	0.48

その他

該当ありません。



2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	7 20,684	7 23,439
現金	16,081	14,706
預け金	4,602	8,732
コールローン	42,000	66,000
商品有価証券	0	28
商品国債	0	28
有価証券	1, 7, 14 93,154	1, 7, 14 74,633
国債	54,480	37,516
地方債	1,222	1,022
社債	8,324	11,895
株式	14,668	12,370
その他の証券	14,458	11,828
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 514,053	2, 3, 4, 5, 6, 8 519,326
割引手形	6,278	6,089
手形貸付	34,576	33,853
証書貸付	429,827	435,391
当座貸越	43,371	43,992
外国為替	496	605
外国他店預け	473	600
買入外国為替	6	-
取立外国為替	16	4
その他資産	7 2,212	7 2,204
未決済為替貸	131	184
未収収益	521	487
金融派生商品	3	97
その他の資産	1,555	1,434
有形固定資産	10, 11 11,963	10, 11 12,406
建物	2,131	2,202
土地	9 8,763	9 9,159
リース資産	73	58
建設仮勘定	0	34
その他の有形固定資産	994	951
無形固定資産	749	629
ソフトウェア	467	407
リース資産	231	164
その他の無形固定資産	50	57
繰延税金資産	8,099	6,850
支払承諾見返	3,002	3,452
貸倒引当金	12,105	13,666
投資損失引当金	465	446
資産の部合計	683,845	695,462

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	635,405	647,088
当座預金	13,207	15,051
普通預金	178,638	188,379
貯蓄預金	2,973	2,958
通知預金	937	1,431
定期預金	423,051	425,541
定期積金	8,999	8,660
その他の預金	7,597	5,063
借入金	1,500	1,500
借入金	<sup>12</sup> 1,500	<sup>12</sup> 1,500
社債	<sup>13</sup> 1,500	<sup>13</sup> 1,500
その他負債	2,182	2,392
未決済為替借	108	145
未払法人税等	51	53
未払費用	863	888
前受収益	550	470
従業員預り金	89	91
給付補てん備金	8	6
金融派生商品	0	0
リース債務	284	203
資産除去債務	19	19
その他の負債	205	512
退職給付引当金	5,630	3,358
役員退職慰労引当金	235	-
睡眠預金払戻損失引当金	217	234
偶発損失引当金	357	455
特定債務者支援引当金	146	-
再評価に係る繰延税金負債	<sup>9</sup> 2,041	<sup>9</sup> 1,784
支払承諾	3,002	3,452
<b>負債の部合計</b>	<b>652,219</b>	<b>661,766</b>

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
資本金	16,601	16,601
資本剰余金	8,905	8,905
資本準備金	7,500	7,500
その他資本剰余金	1,405	1,404
利益剰余金	1,744	3,781
利益準備金	70	200
その他利益剰余金	1,673	3,581
繰越利益剰余金	1,673	3,581
自己株式	128	132
株主資本合計	27,122	29,155
<sup>9</sup> 其他有価証券評価差額金	1,802	1,593
繰延ヘッジ損益	0	0
<sup>9</sup> 土地再評価差額金	2,700	2,946
評価・換算差額等合計	4,503	4,539
純資産の部合計	31,626	33,695
負債及び純資産の部合計	683,845	695,462

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
経常収益	18,734	18,386
資金運用収益	15,166	14,926
貸出金利息	13,698	13,563
有価証券利息配当金	1,405	1,297
コールローン利息	50	53
預け金利息	1	4
その他の受入利息	10	7
役務取引等収益	1,524	1,598
受入為替手数料	563	541
その他の役務収益	961	1,057
その他業務収益	1,120	806
外国為替売買益	12	14
商品有価証券売買益	1	0
国債等債券売却益	1,106	791
その他経常収益	922	1,054
償却債権取立益	-	0
株式等売却益	601	593
金銭の信託運用益	4	-
その他の経常収益	316	460
経常費用	17,114	16,821
資金調達費用	1,100	812
預金利息	1,009	724
コールマネー利息	0	0
借入金利息	37	37
社債利息	52	50
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,337	1,460
支払為替手数料	146	147
その他の役務費用	1,191	1,313
その他業務費用	112	24
国債等債券売却損	112	24
営業経費	11,131	10,652
その他経常費用	3,433	3,871
貸倒引当金繰入額	2,638	2,442
株式等売却損	130	617
株式等償却	102	344
その他の経常費用	562	466
経常利益	1,619	1,564

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
特別利益	22	2,452
固定資産処分益	1	-
償却債権取立益	21	-
厚生年金基金代行返上益	-	2,452
特別損失	46	158
固定資産処分損	10	15
減損損失	22	142
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	12	-
税引前当期純利益	1,596	3,859
法人税、住民税及び事業税	19	19
法人税等調整額	482	1,146
法人税等合計	501	1,165
当期純利益	1,094	2,693

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	16,601	16,601
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	16,601	16,601
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	7,500	7,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	7,500	7,500
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	1,405	1,405
当期変動額		
自己株式の処分	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	1,405	1,404
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	8,905	8,905
当期変動額		
自己株式の処分	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	8,905	8,905
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	-	70
当期変動額		
利益準備金の積立	70	129
当期変動額合計	70	129
当期末残高	70	200
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	1,020	1,673
当期変動額		
剰余金の配当	353	648
当期純利益	1,094	2,693
利益準備金の積立	70	129
土地再評価差額金の取崩	16	8
当期変動額合計	653	1,907
当期末残高	1,673	3,581

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	1,020	1,744
当期変動額		
剰余金の配当	353	648
当期純利益	1,094	2,693
土地再評価差額金の取崩	16	8
当期変動額合計	724	2,037
当期末残高	1,744	3,781
<b>自己株式</b>		
当期首残高	125	128
当期変動額		
自己株式の取得	2	4
自己株式の処分	-	0
当期変動額合計	2	4
当期末残高	128	132
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	26,400	27,122
当期変動額		
剰余金の配当	353	648
当期純利益	1,094	2,693
自己株式の取得	2	4
自己株式の処分	-	0
土地再評価差額金の取崩	16	8
当期変動額合計	721	2,032
当期末残高	27,122	29,155
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	2,019	1,802
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	216	209
当期変動額合計	216	209
当期末残高	1,802	1,593
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	0	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	0	0
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	2,684	2,700
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16	245
当期変動額合計	16	245
当期末残高	2,700	2,946

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	4,703	4,503
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	200	36
当期変動額合計	200	36
当期末残高	4,503	4,539
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	31,104	31,626
当期変動額		
剰余金の配当	353	648
当期純利益	1,094	2,693
自己株式の取得	2	4
自己株式の処分	-	0
土地再評価差額金の取崩	16	8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	200	36
当期変動額合計	521	2,069
当期末残高	31,626	33,695



【重要な会計方針】

	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、債券については、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：19年～50年 その他：3年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（2,958百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>（追加情報） 確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成23年4月1日付で厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。これに伴い、当行は「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44-2項に基づき、代行部分の過去分返上認可の日において、代行部分にかかる退職給付債務と年金資産の返還相当額との差額である2,452百万円を厚生年金基金代行返上益として特別利益に計上しております。</p> <p>なお、当行では平成23年4月1日付で、従来の制度である厚生年金基金制度および適格退職年金制度から、新制度となる確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度へ移行しております。</p>
	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払い等に備えるため、将来発生する損失額を見積り計上しております。</p>
7. リース取引の処理方法	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
8. ヘッジ会計の方法	<p>為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

【追加情報】

	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。	<p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前事業年度については遡及処理を行っておりません。</p>
2. 当行は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち期末要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成23年6月29日開催の第103期定時株主総会において、役員退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。これにより、当事業年度において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払い分239百万円については「その他の負債」に含めて表示しております。	

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

## 1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
株式	50百万円	50百万円

## 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
破綻先債権額	4,708百万円	3,969百万円
延滞債権額	22,997百万円	29,556百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

## 3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

## 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
貸出条件緩和債権額	228百万円	2,869百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
合計額	27,933百万円	36,395百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	6,278百万円	6,089百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	1,222百万円	1,215百万円
計	1,222百万円	1,215百万円

担保資産に対応する債務

該当ありません。

なお、為替決済、日本銀行共通担保等の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
預け金	8百万円	8百万円
有価証券	24,851百万円	24,363百万円

また、その他の資産のうち敷金等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
敷金等	229百万円	223百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
融資未実行残高	38,853百万円	36,750百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	29,285百万円	29,014百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格に、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
3,698百万円	3,805百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
減価償却累計額	6,604百万円	6,845百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
圧縮記帳額 (当該事業年度の圧縮記帳額)	669百万円 ( - 百万円)	668百万円 ( - 百万円)

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
劣後特約付借入金	1,500百万円	1,500百万円

13. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
劣後特約付社債	1,500百万円	1,500百万円

14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
50百万円	350百万円

15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお、当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
70百万円	129百万円

(損益計算書関係)

1. その他の経常費用には次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
偶発損失引当金繰入額	236百万円	偶発損失引当金繰入額 229百万円
投資損失引当金繰入額	58百万円	投資損失引当金繰入額 - 百万円

2. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

鹿児島県内他

用途	種類	減損損失
営業用土地	土地	12百万円
営業用建物	建物	10百万円
合計	-	22百万円

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

鹿児島県内他

用途	種類	減損損失
営業用店舗等	土地	18百万円
	建物	16百万円
遊休資産等	土地	84百万円
	建物	22百万円
合計	-	142百万円

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

営業用店舗等の営業用資産については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として営業店単位で、遊休資産等については、各々が独立した資産としてグルーピングしております。また、本部、コンピュータセンター、社宅、ATMコーナー等については独立したキャッシュ・フローを生みださないことから共用資産としております。

(回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、路線価、固定資産税評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	308	12	-	321	(注)
合計	308	12	-	321	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の取得によるものであります。

当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	321	27	0	348	(注) 1、2
合計	321	27	0	348	

(注) 1. 自己株式の増加は、単元未満株式の取得によるものであります。

(注) 2. 自己株式の減少は、単元未満株式の売渡によるものであります。



(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、ATM及び事務機器等であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額  
前事業年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	811	691	-	119
無形固定資産	257	246	-	11
合計	1,069	938	-	130

当事業年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	506	445	-	60
無形固定資産	88	87	-	0
合計	594	533	-	61

未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	100	51
1年超	60	22
合計	160	74
リース資産減損勘定の残高	-	-

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	205	120
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	144	81
支払利息相当額	60	38
減損損失	-	-

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	114	113
1年超	138	133
合計	253	246

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式  
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額  
(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
子会社株式	45	45
関連会社株式	5	5
合計	50	50

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	4,705百万円	3,320百万円
貸倒引当金	3,766	3,998
退職給付引当金	2,252	1,200
有価証券	1,700	1,255
その他	1,187	1,198
繰延税金資産小計	13,612	10,972
評価性引当額	5,187	3,713
繰延税金資産合計	8,424	7,258
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	322	406
その他	2	1
繰延税金負債合計	325	408
繰延税金資産の純額	8,099百万円	6,850百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.0%	40.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.9	1.7
住民税均等割	1.2	0.5
評価性引当額の増加	12.4	25.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	16.5
その他	4.8	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4%	30.2%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.0%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.7%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は580百万円減少し、その他有価証券評価差額金は54百万円増加し、法人税等調整額は634百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は237百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は67百万円増加し、法人税等調整額は同額減少しております。

### (資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性がないため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	円	203.14	229.08
1株当たり当期純利益金額	円	10.53	30.58
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	6.89	15.60

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	1,094	2,693
普通株主に帰属しない金額	百万円	244	228
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	244	228
普通株式に係る当期純利益	百万円	849	2,465
普通株式の期中平均株式数	千株	80,649	80,635
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	244	228
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	-	-
うち優先株式に係る金額	百万円	244	228
普通株式増加数	千株	78,125	92,024
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

当行は平成24年4月11日に次のとおり期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付及び分割制限付少数人数私募）を発行いたしました。

- (1) 社債の名称 株式会社南日本銀行第2回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付及び分割制限付少数人数私募）
- (2) 払込期日 平成24年4月11日
- (3) 発行総額 金2,000百万円
- (4) 発行価格 社債の金額100円につき金100円
- (5) 利率 平成29年4月11日までは3.37%  
平成29年4月12日以降は6ヶ月ユーロ円LIBOR+4.30%
- (6) 年限及び償還方法 10年（期限前償還条項付）
- (7) 償還期日 平成34年4月11日
- (8) 資金使途 貸出金等の一般運転資金

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	6,115	229	71 〔15〕	6,272	4,070	126	2,202
土地	(4,427) 8,763	484	( 27) 88 〔18〕	(4,455) 9,159	-	-	9,159
リース資産	114	9	-	124	65	23	58
建設仮勘定	0	33	-	34	-	-	34
その他の有形固定資産	(313) 3,574	( 1) 334	(37) 248 〔107〕	(275) 3,660	2,708	250	951
有形固定資産計	18,568	1,091	408 〔142〕	19,251	6,845	400	12,406
無形固定資産							
ソフトウェア	671	84	18	737	329	144	407
リース資産	337	-	-	337	173	67	164
その他の無形固定資産	50	7	-	57	-	-	57
無形固定資産計	1,060	92	19	1,132	503	211	629

(注) 1. ( )内は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った土地の再評価に係る土地再評価差額金であります。

2. 当期減少額欄の〔〕内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	12,105	13,666	913	11,191	13,666
一般貸倒引当金	2,549	2,507	-	2,549	2,507
個別貸倒引当金	9,555	11,159	913	8,642	11,159
投資損失引当金	465	446	5	460	446
役員退職慰労引当金	235	15	11	239	-
睡眠預金払戻損失引当金	217	234	121	95	234
偶発損失引当金	357	455	130	226	455
特定債務者支援引当金	146	-	146	-	-
計	13,527	14,818	1,329	12,213	14,802

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額は洗替による取崩等によるものであります。

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	51	53	51	-	53
未払法人税等	9	9	9	-	9
未払事業税	41	43	41	-	43

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成24年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

- 預け金 日本銀行への預け金6,194百万円、他の金融機関への預け金2,537百万円であります。
- その他の証券 外国証券3,774百万円その他であります。
- 未収収益 有価証券利息73百万円及び貸出金利息406百万円その他であります。
- その他の資産 金融安定化基金拠出金 330百万円、ゴルフ施設利用権 99百万円、敷金等 223百万円、仮払金 372百万円（不渡異議申立提供金等）その他であります。

負債の部

- その他の預金 外貨預金3,936百万円、別段預金1,055百万円その他であります。
- 未払費用 預金利息719百万円その他であります。
- 前受収益 貸出金利息443百万円その他であります。
- その他の負債 代理店借140百万円、預金利子税等預り金82百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。



## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行ないます。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞及び鹿児島市において発行する南日本新聞に掲載致します。 公告掲載URL <a href="http://nangin.jp/">http://nangin.jp/</a>
株主に対する特典	株主優遇定期預金

(注) 当行定款の定めにより、単元未満株主は、会社法189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求することができる権利以外の権利を有しておりません。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書 事業年度 自 平成22年4月1日 平成23年6月29日  
及びその添付書類（第103期） 至 平成23年3月31日 関東財務局長に提出。  
並びに確認書
- (2) 内部統制報告書 平成23年6月29日  
及びその添付書類 関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書  
第104期第1四半期 自 平成23年4月1日 平成23年8月11日  
至 平成23年6月30日 関東財務局長に提出。
- 第104期第2四半期 自 平成23年7月1日 平成23年11月25日  
至 平成23年9月30日 関東財務局長に提出。
- 第104期第3四半期 自 平成23年10月1日 平成24年2月10日  
至 平成23年12月31日 関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第 平成23年7月4日  
19条第2項第9号の2（株主総会にお 関東財務局長に提出。  
ける議決権行使の結果）の規定に基づ  
く臨時報告書

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月20日

株式会社南日本銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 工藤 雅春 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山内 正彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 祐二 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社南日本銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南日本銀行及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社南日本銀行の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社南日本銀行が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 6月20日

株式会社南日本銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 工 藤 雅 春 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴 田 祐 二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社南日本銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第104期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南日本銀行の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。